

員、国土審議会委員及び日本ユネスコ国内委員会委員の選舉を行います。

○荒井広幸君 各種委員等の選舉は、いずれもその手続を省略して、議長において指名され、裁判官彈劾裁判員の予備員の職務を行う順序について、議長において定められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 荒井広幸君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、裁判官彈劾裁判所裁判員の予備員に西村真悟君を指名いたしました。

なお、その職務を行う順序は第一順位といたします。

次に、北海道開発審議会委員に

鈴木 宗男君 中川 昭一君
北村 直人君 長内 順一君
及び 佐々木秀典君

次に、国土審議会委員に若松謙維君を指名いたしました。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員に藤村修君を指名いたしました。

人事官任命につき同意を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 楽しません。

内閣から、人事官に播谷実君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

まず、第一に、防衛厅設置法の一部改正であります。これは、陸上自衛隊の自衛官の定数を千四百二十人削減し、統合幕僚会議に所属する自衛官を三十人増員して、自衛官の定数を総計二十七万一千三百五十八人に改めること、

第二に、自衛隊法の一部改正であります。ま

ず、補給統制本部の新設についてであります。陸上自衛隊における補給処の業務を統制する機関として新たに補給統制本部を置くことができる」とし、補給統制本部の所掌事務を定めるとともに、補給統制本部長には自衛官をもつて充てることとし、

次に、即応予備自衛官制度の導入についてであります。即応予備自衛官は、防衛招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令により招集された場合において、自衛官となつてあらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務するものであります。防衛厅長官は、即応予備自衛官に対し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、防衛招集命令等を発することができます。防衛厅長官は、即応予備自衛官に対し、必要があると認めるとき、内閣総理大臣の承認を得て、防衛招集命令等を発することができます。これとし、また、所要の訓練を行うため、期間を定めて訓練招集命令を発することができる」とするところとし、その招集手続、員数、身分取り扱い等を定めることとし、あわせて、予備自衛官の防衛招集の要件等を改めること、

第三に、防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部改正であります。即応予備自衛官制度の導入に伴い、即応予備自衛官に對し即応予備自衛官手当及び訓練招集手当を支給すること

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長八代英太君。

○八代英太君 大だいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の員数を二十人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十一人増加しようとするものであります。

次に、北海道開発審議会委員に若松謙維君を指名いたしました。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員に藤村修君を指名いたしました。

人事官任命につき同意を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 楽しません。

内閣から、人事官に播谷実君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、同意をとることに決りました。

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、防衛厅設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案につきまして、法務委員長八代英太君。

○八代英太君 大だいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の員数を二十人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十一人増加しようとするものであります。

次に、即応予備自衛官制度の導入についてであります。即応予備自衛官は、防衛招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令により招集された場合において、自衛官となつてあらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務するものであります。防衛厅長官は、即応予備自衛官に対し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、防衛招集命令等を発することができます。これとし、また、所要の訓練を行うため、期間を定めて訓練招集命令を発することができる」とするところとし、その招集手続、員数、身分取り扱い等を定めることとし、あわせて、予備自衛官の防衛招集の要件等を改めること、

第三に、防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部改正であります。即応予備自衛官制度の導入に伴い、即応予備自衛官に對し即応予備自衛官手当及び訓練招集手当を支給すること

○八代英太君 大だいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の員数を二十人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十一人増加しようとするものであります。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員に藤村修君を指名いたしました。

人事官任命につき同意を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 楽しません。

内閣から、人事官に播谷実君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○伊藤英成君 大だいま議題となりました防衛厅設置法等の一部を改正する法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るために、防衛厅設置法、自衛隊法及び防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部を改正し、陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができる」とするところとし、即応予備自衛官の制度を導入し、あわせて、自衛官の定数の変更等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本案は、去る二月二十七日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、三月七日久間防衛庁長官から提案理由の説明を聴取し、十八日質疑に入り、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[青山丘君登壇]

○青山丘君 ただいま議題となりました地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案につきまして、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、高度の熟練技能者が就業する事業所が集積しており、産業構造や国際経済環境の変化等の経済上の理由によって雇用状況が悪化し、あるいは悪化するおそれがある地域について、地域雇用開発を促進し、労働者等の職業と生活の安定に資するものであります。

その主な内容は、

第一に、労働大臣は、高度の技能等を有する労働者を雇用する事業所が集積し、地域内の相当数の事業所に関し、経済上の理由により製品または役務の供給の減少を余儀なくされ、雇用状況の悪化またはそのおそれがある地域のうちから、高度技能活用雇用安定地域を指定するものとすること。

第二に、政府は、高度技能活用雇用安定地域においては、高度の技能等を有する労働者等の受け入れを行う事業主、高度の技能等を活用した地域雇用開発を図るために調査研究を行なう事業主団体及び新たに必要な高度の技能等を習得させるための教育訓練等を行なう事業主に対し、助成及び援助を行なうものとするなど

等であります。

本案は、去る三月六日労働委員会に付託され、翌七日岡野労働大臣から提案理由の説明を聴取し、三月十九日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

議員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。労働委員長青山丘君。

〔本号末尾に掲載〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

りであります。

第一に、家畜の伝染性疾病的危険度を再評価し、法定伝染病について伝染性海綿状脳症の追加等を行なうこととしております。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第四、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第四、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長石橋大吉君。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔石橋大吉君登壇〕

○石橋大吉君 ただいま議題となりました家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果

を御報告申し上げます。

本案は、最近における家畜の伝染性疾病的発生状況の変化等に対処し、より効果的かつ効率的な家畜防疫制度を構築するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとお

りであります。

第一に、家畜の伝染性疾病的危険度を再評価し、法定伝染病について伝染性海綿状脳症の追加等を行なうこととしております。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第五、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第五、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長石橋大吉君。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔石橋大吉君登壇〕

○石橋大吉君 ただいま議題となりました家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果

を御報告申し上げます。

本案は、最近における家畜の伝染性疾病的発生状況の変化等に対処し、より効果的かつ効率的な家畜防疫制度を構築するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとお

りであります。

日程第五 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一

部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第五、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告書を求めます。厚生委員長町村信孝君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する

法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔町村信孝君登壇〕

○町村信孝君 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、遺族年金等の額を恩給の改善に準じて平成九年四月からそれぞれ引き上げようとするものであります。

本案は、二月十七日付託となり、三月十八日小泉厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、去る十九日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり

ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

日程第七 総務庁設置法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第六、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、日程第七、総務庁設置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告書を求めます。内閣委員長伊藤忠治君。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔伊藤忠治君登壇〕

○伊藤忠治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地域改善対策特定事業に係る国の財政上

特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

は、平成八年度以前の事業の実施状況等にかんがみ、地域改善対策特定事業で特別的に実施されて

いるもののうち、平成八年七月二十六日までに着手した事業であつて本年三月三十一日においてその工事を完了していないもの等について、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を、平成十四年三月三十一日までの五年間延長しようとすること等を内容とするものであります。

次に、総務庁設置法の一部を改正する法律案は、行政の簡素化、効率化等を図る観点から、公務員制度審議会を廃止するとともに、あわせて所要の規定の整備を行おうとするものであります。

以上両法律案は、二月二十五日本委員会に付託され、去る三月二十一日武蔵総務庁長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行いました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、両法律案は賛成多数をもつてそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔本号末尾に掲載〕

〔逢沢一郎君登壇〕

○逢沢一郎君 ただいま議題となりました在外公

務員の給与及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本來は、

第一に、国際民間航空機関日本政府代表部を新設し、在コタ・キナバル日本国領事館を総領事館に種類変更するとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める」と、

第二に、在ホーラムシヤハル日本国総領事館及び在ブレトリア日本国総領事館を廃止するとともに、これら廃止公館に係る規定を削除するこ

と、

第三に、在香港日本国総領事館の位置の国名を

日程第八 在外公館の名称及び位置並びに在

外公館に勤務する外務公務員の給与に関する

法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第八、在外公館の名

称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員

の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議

題といたします。

委員長の報告書を求めます。外務委員長逢沢一郎君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔伊藤忠治君登壇〕

○伊藤忠治君 両案を一括して採決いたしました。

両案の委員長の報告はいすれも可決でありま

す。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本來は委員長報告のとおり決するに御異議あり

連合王国から中華人民共和国に、在ボンベイ日本国総領事館の名称を在マンハイ日本国総領事館に、在マド拉斯日本国総領事館の名称を在チエンナイ日本国総領事館にそれぞれ改めるとともに、おののの位置の地名をムンバイ、チエンナイに改めること

等を内容とするものであります。

本案は、去る三月四日外務委員会に付託され、十七日池田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十一日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○謹長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○謹長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第九 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案(内閣提出)

○謹長(伊藤宗一郎君) 日程第九、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案(内閣提出)の活性化に関する臨時措置法案、日程第十、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長武部勤君。

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案及び同報告書

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔武部勤君登壇〕

○武部勤君 ただいま議題となりました兩法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案について申し上げます。

本案は、産業空洞化の進展など、近年の経済の多様かつ構造的な変化の影響を受けている特定産業の集積が地域産業の発展の基盤として重要であることにかんがみ、その活性化を促進する措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、主務大臣は、特定産業集積の活性化に向けた都道府県及び事業者等の取り組みに関する指針を定めること。

第二に、都道府県は、指針に基づき特定産業集積を活性化するための計画を作成し、主務大臣の承認を受けることとし、承認を受けた計画に従つて行う都道府県等の施設の整備等に対し補助等の助成措置を講ずること。

第三に、特定の基盤的技術の高度化等を行おうとする事業者及び特定分野への進出を行おうとする中小企業者等は、それぞれ計画を作成し、都道

府県知事の承認を受けることとし、承認を受けた計画に従つて事業を行う事業者及び中小企業者等に対し、研究開発に対する補助、その他金融・税制上の措置を講ずること

などであります。

本案は、去る一月二十五日当委員会に付託され、三月十八日佐藤通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、同二十一日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

次に、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、最近のエネルギーをめぐる内外の経済的、社会的環境の変化に応じ、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、新エネルギー利用等を円滑に進めるに必要な措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、通商産業大臣が閣議決定を経て策定する基本方針の公表により、新エネルギー利用等を総合的に進めるための国及び国民各層が果たすべき役割等を明確化すること。

第二に、事業者の行う新エネルギー利用等について、債務保証等の支援措置を講ずること

などであります。

本案は、去る三月七日本委員会に付託され、同十八日佐藤通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、同二十一日に質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○謹長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○荒井広幸君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案の両案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○謹長(伊藤宗一郎君) 荒井広幸君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○謹長(伊藤宗一郎君) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案、右両案を括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員会理事大島理森君。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

〔本号末尾に掲載〕

〔大島理森君登壇〕

〔賛成者起立〕

○大島理森君 ただいま議題となりました国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案並びに衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

官 報 (号 外)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

(通知書受領)

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国家公務員法の一部を改正する法律

恩給法等の一部を改正する法律

男女共同参画審議会設置法

関税税率等の一部を改正する法律

工業標準化法の一部を改正する法律

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律

正する法律

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律

森林組合法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律

一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

地方公務員法の一部を改正する法律

一、昨二十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

酒税法の一部を改正する法律

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

（政府委員承認）

一、去る十八日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

（政府委員承認）

一、去る十八日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

（政府委員承認）

一、昨二十四日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

（政府委員承認）

一、昨二十四日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

（政府委員承認）

一、昨二十四日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

（政府委員承認）

一、昨二十四日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

（政府委員承認）

一、昨二十四日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

（政府委員承認）

一、昨二十四日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員任命)

一、去る十八日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長を、十八日議長において承認した登誠一郎を、同日第百四十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

伊藤議長から伊藤議長を、同日第百四十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

伊藤議長を、同日第百四十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

官 報 (号 外)

平成九年三月二十五日 衆議院会議録第十九号

議長の報告

号外 報 聞

<p>アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及び 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案 郵便法の一部を改正する法律案 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改 正する法律案 教育公務員特例法の一部を改正する法律案 地方自治法第百五六十條第六項の規定に基づ き、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録 事務所の設置に関し承認を求めるの件 一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付 された次の議案を受領した。 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する 知識の普及及び啓発に関する法律案 一、昨二十四日、参議院から受領した内閣提出案 は次のとおりである。</p> <p>治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案 織糸価格安定法の一部を改正する法律案 製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案 (議案付託)</p> <p>一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の とおりである。 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内 閣提出第五〇号) 農林水産委員会 付託 (議案付託)</p> <p>一、去る十八日、参議院に送付した本院提出案は</p>	<p>内航海運組合法の一部を改正する法律案 化のための通商産業省関係法律の一部を改正す る等の法律案</p> <p>内閣總理大臣 橋本龍太郎</p>
<p>次のとおりである。</p>	<p>次のとおりである。</p>
<p>国際観光文化都市の整備のための財政上の措置 等に関する法律の一部を改正する法律案 特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法 の一部を改正する法律案</p>	<p>国際観光文化都市の整備のための財政上の措置 等に関する法律の一部を改正する法律案 特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法 の一部を改正する法律案</p>
<p>一、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は 次のとおりである。</p>	<p>次のとおりである。</p>
<p>住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認 を求めるの件</p>	<p>住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認 を求めるの件</p>
<p>中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する 協定の締結について承認を求めるの件</p>	<p>中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する 協定の締結について承認を求めるの件</p>
<p>中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に 伴う措置に関する法律案</p>	<p>中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に 伴う措置に関する法律案</p>
<p>国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に 伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加 盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法 律案</p>	<p>国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に 伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加 盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法 律案</p>
<p>伴う措置に関する法律案</p>	<p>伴う措置に関する法律案</p>
<p>一、去る二十四日、参議院から、本院の送付した次 の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領し た。</p>	<p>一、去る二十四日、参議院から、本院の送付した次 の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領し た。</p>
<p>酒税法の一部を改正する法律案 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 の一部を改正する法律案</p>	<p>酒税法の一部を改正する法律案 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 の一部を改正する法律案</p>
<p>(議案通知書受領)</p>	<p>(議案通知書受領)</p>
<p>一、去る十九日、参議院から、次の本院提出案を 可決した旨の通知書を受領した。</p>	<p>一、去る十九日、参議院から、次の本院提出案を 可決した旨の通知書を受領した。</p>
<p>国家公務員法の一部を改正する法律案 一、去る十九日、参議院から、本院の送付した次 の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領し た。</p>	<p>国家公務員法の一部を改正する法律案 一、去る十九日、参議院から、本院の送付した次 の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領し た。</p>
<p>一、去る十八日、内閣から衆議院議員金田誠一君 提出国立循環器病センターによる血管摘出に關 する質問に対し、質問事項について検討する 必要があり、これに日時を要するため、平成九 年四月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条 第二項後段の規定による通知書を受領した。</p>	<p>一、去る十八日、内閣から衆議院議員中川智子 君提出返還ガラス固化体の貯蔵管理に関する質 問に対し、質問事項について検討する必要が あり、これに日時を要するため、平成九年四月 二十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条 第二項後段の規定による通知書を受領した。</p>
<p>一、去る二十一日、内閣から衆議院議員中川智子 君提出返還ガラス固化体の貯蔵管理に関する質 問に対し、質問事項について検討する必要が あり、これに日時を要するため、平成九年四月 二十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条 第二項後段の規定による通知書を受領した。</p>	<p>一、去る二十一日、内閣から衆議院議員中川智子 君提出返還ガラス固化体の貯蔵管理に関する質 問に対し、質問事項について検討する必要が あり、これに日時を要するため、平成九年四月 二十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条 第二項後段の規定による通知書を受領した。</p>
<p>裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 右 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 国会に提出する。</p>	<p>裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 右 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 国会に提出する。</p>
<p>一、去る二十一日、参議院から、次の本院提出案を 可決した旨の通知書を受領した。</p>	<p>一、去る二十一日、参議院から、次の本院提出案を 可決した旨の通知書を受領した。</p>
<p>地方公務員法の一部を改正する法律案 一、去る二十一日、参議院から、本院の送付した 次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領し た。</p>	<p>地方公務員法の一部を改正する法律案 一、去る二十一日、参議院から、本院の送付した 次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領し た。</p>
<p>裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 平成九年二月七日 内閣總理大臣 橋本龍太郎</p>	<p>裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 平成九年二月七日 内閣總理大臣 橋本龍太郎</p>

人増加すること。

3 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、下級裁判所における事件の適性迅速な処理を図るために、裁判所の職員の定員を改め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成九年度裁判所関係予算に、一億五千七百万円が計上されている。

右報告する。

平成九年三月十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

法務委員長 八代 英太

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案 右

国会に提出する。

平成九年二月七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

防衛庁設置法等の一部を改正する法律 (防衛庁設置法一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「十七万九千四百三十人」を「十七万八千七人」に、「二十七万三千七百五十一人」を「二十七万一千三百五十八人」に改める。

(自衛隊法一部改正)
第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五

号)の一部を次のように改正する。

四次中「第五節 予備自衛官(第六十六条第一
七十五条)」を「第五節 予備自衛官及び即応予
備自衛官(第六十六条第一款)」に改める。

六条(第七十五条)」を「第六条(第七十五条)」に改める。

第十二条第二項中「もののほか」の下に
「陸上自衛隊の機関として補給統制本部を」を
加え、「補給本部」を「補給本部」に改める。

第十二条中第四項を第五項とし、第三項の
次に次の二項を加える。

4 陸上自衛隊の補給處の処長がその処務を掌
理するに当たつては、補給統制本部長の統制
に従わなければならない。

第二十七条の二を第二十七条の三とし、第二
十七条の次に次の二条を加える。

(補給統制本部)
第二十七条の二 補給統制本部においては、陸
上自衛隊における第二十六条第一項に規定す
る事務の実施の企画、総合調整及び統制業務
並びに同項に規定する調達の事務のうち長官
が定めるものを行う。

2 補給統制本部に、補給統制本部長を置き、
自衛官をもつて充てる。

8 補給統制本部長は、長官の定めるところに
より、部務を掌理する。
第二十八条中「病院長」の下に「補給統制本
部長」を加える。

第三十三条中「予備自衛官」の下に「即応予
備自衛官」を加える。

第三十四条中「予備自衛官」の下に「及び即応予
備自衛官」を加え、「基いて」を「基づいて」に
加える。

号)の一部を次のように改める。

第五章第五節の節名を次のように改める。

第五節 予備自衛官及び即応予備自衛
官

第五章第五節中第六十六条の前に次の款名を
付する。

第一款 予備自衛官

第六十七条第一項中「旧保安隊の保安官及び
旧警察予備隊の警察官並びに旧警備隊の警備官
及び旧海上警備隊の海上警備官を含む。」を削
り、「基き」を「基づき」に改める。

第六十八条第三項中「一年以内」を「当該自衛
官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を
命ぜられている場合にあつては一年以内の期間
を限り、その他の場合にあつては六月以内」に
改める。

第七十条第一項中「に規定する」を「の規定に
よる」に改め、「場合」の下に「又は事態が緊迫
し、同項の規定による防衛出動命令が発せられ
ることが予測される場合」を加え、同条第六項
中「長官は」の下に「、第一項の規定による防衛
招集命令を受け、第二項の規定により自衛官と
なつた者について」を加え、「すみやかに」を「速
やかに」に改め、同条第七項中「防衛招集を」を
「前二項の規定により防衛招集を」に改める。

第七十一条第一項中「年に二回以内」を削
る。

第七十二条第一項中「事項」の下に「予備自衛官に
対する」を、「その他」の下に「予備自衛官の」を加
える。

第五章第五節中第七十五条の次に次の二款を
加える。

第一款 即応予備自衛官

第七十五条の二 即応予備自衛官は、第七十五
条の四第一項各号に規定する招集命令により
より自衛官となつてあらかじめ指定された陸
上自衛隊の部隊において勤務し、第七十五条
の五第一項に規定する訓練招集命令により招
集された場合において訓練に従事するものと
する。

第二款 即応予備自衛官

第七十五条の三 長官又はその委任を受けた者
は、即応予備自衛官に対し、次条第一項各号
に規定する招集命令により招集された場合に
おいて同条第二項の規定により自衛官となつ
て勤務する陸上自衛隊の部隊を指定するもの
とする。

(防衛招集、治安招集及び災害等招集)

第七十五条の四 長官は、次の各号に掲げる場
合において、必要があると認めるときは、内
閣総理大臣の承認を得て、即応予備自衛官に
対し、当該各号に定める招集命令書による招
集命令を発することができる。

一 第七十六条第一項の規定による防衛出動
命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、
同項の規定による防衛出動命令が発せられ
ることが予測される場合、防衛招集命令書
による防衛招集命令

二 第七十八条第一項若しくは第八十一条第
二項の規定による治安出動命令が発せられ

た場合又は事態が緊迫し、第七十八条第一項の規定による治安出動命令が発せられることが予測される場合 治安招集命令書による治安招集命令

三 第八十三条第二項の規定により部隊等を救援のため派遣する場合又は第八十三条の二の規定により部隊等を支援のため派遣する場合 災害等招集命令書による災害等招集命令

2 前項各号の招集命令を受けた即応予備自衛官は、指定の日時に、指定の場所に出頭して、招集に応じなければならない。

3 第一項各号の招集命令により招集された即応予備自衛官は、辞令を発せられることなく、招集に応じて出頭した日をもつて、現に指定されている階級の自衛官となつて現に指定されている陸上自衛隊の部隊において勤務するものとする。この場合において、当該自衛官の員数は、防衛庁の職員の定員外とする。

4 長官は、第一項各号の規定による招集命令を受け、前項の規定により自衛官となつた者について、招集の必要がなくなつた場合は、速やかに、招集を解除しなければならない。

5 前項の規定又は第七項において準用する第七十条第五項の規定により招集を解除された自衛官は、次項の規定による招集命令を受けた場合又は第七項において準用する同条第八項に該当する場合を除き、辞令を発せられることがなく、招集の解除の日の翌日をもつて即応予備自衛官となり、招集の解除の日の当該

た場合又は事態が緊迫し、第七十八条第一

自衛官の階級を指定されたものとする。

6 長官は、第四項の規定により招集を解除する場合において、新たに第一項各号に掲げる場合に該当し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。」の場合におい

て、当該招集命令を受けた自衛官は、同項各号の規定による招集命令を受け、第三項の規定により招集命令を受けた即応予備自衛官となつたものとする。

とする。

4 第七十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による訓練招集命令を受けた即応予備自衛官について準用する。この場合において、これらの規定中「第一項」とあるのは、「第七十五条の五第一項」と読み替えるものとする。

5 第七十五条第六項に規定するものほか、第七十五条の四第一項各号に規定する防衛招集命令書、治安招集命令書及び災害等招集命令書並びに前条第一項に規定する訓練招

集命令書に記載すべき事項、即応予備自衛官に対する防衛招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令並びに訓練招集命令の手続その他の即応予備自衛官の防衛招集、治安招集及び災害等招集並びに訓練招集に関する必要な事項は、政令で定める。

6 第七十五条第七項に規定するものは「第七十五条の四第三項」と読み替えるものとする。

7 第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、第一項各号の規定による招集命令を受けた即応予備自衛官について準用する。この場合において、同条第四項中「前項本文」とあるのは、「第七十五条の四第三項前段」と、同条第

五項中「第一項」とあるのは「第七十五条の四第三項」と、同条第八項中「第六十八条第

三項」とあるのは「第七十五条の八において準用する第六十八条第三項」と、「防衛招集」とあるのは「招集」と読み替えるものとする。

【訓練招集】

第七十五条の五 長官は、所要の訓練を行うた

め、各回ごとに招集期間を定めて、即応予備自衛官に対し、訓練招集命令書によつて、訓練招集命令を発することができる。

2 前項の訓練招集命令を受けた即応予備自衛官は、指定の日時に、指定の場所に出頭し

て、訓練招集に応じなければならない。

3 第一項の招集期間は、一年を通じて、三十

日を超えない範囲内で総理府令で定める期間である。

【準用】

第七十五条の八 第六十七条规定第六十九条の二まで及び第七十三条から第七十五条までの規定は、即応予備自衛官について準用する。

この場合において、第六十八条第二項、第三

項及び第四項中「第七十条第一項の規定による防衛招集命令」とあるのは「第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令」と、同条

第二項中「予備自衛官」とあるのは「即応予備自衛官」と、第六十九条の二第一項中「予

備の」とあるのは「即応予備の」と、同条第二

項中「第七十七条」とあるのは「第七十五条の五」と、第七十四条第二項中「防衛招集」とあ

るは「防衛招集、治安招集若しくは災害等招集」と、第七十五条第一項ただし書中「第七十五条の四第三項」とあるのは「第七十五条の五第五項」と、同条第二項中「第七十条第三項」とあるのは「第七十五条の四第三項」と読み替えるものとする。

【勤続報奨金】

第七十五条の七 長官又はその委任を受けた者は、即応予備自衛官第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者を含む。がその任用期間のうち総理府令で定める

期間以上在職し、かつ、良好な成績で勤務したときは、総理府令で定めるところにより、その者に対し、勤続報奨金を支給することができる。

【正】

第三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「別段の定」を「別段の定め」に改め、「予備自衛官」の下に「及び即応予備自衛官(以下「予備自衛官等」という。)」を加え、「本条」を「」の条」と、「但し」を「ただし」に改め

第四条第一項、第十一項第一項、第十八条の二及び第二十一項第一項中「予備自衛官」を「予備自衛官等」に改める。

第二十四条の二の見出しを削り、同条第三項に次のただし書きを加える。

ただし、これらの月のうちに次条の規定により即応予備自衛官手当が支給される月があるときは、その月の予備自衛官手当は、支給しない。

第二十四条の二第五項及び第六項を削る。

第二十四条の二の前に見出しとして「(予備自衛官等の給与)」を付し、同条の次に次の三条を加える。

第二十四条の三 即応予備自衛官には、即応予備自衛官手当を支給する。

2 前項の即応予備自衛官手当の月額は、一万六千円とする。

3 前条第三項本文及び第四項の規定は、即応予備自衛官手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「予備自衛官」とあるのは、「即応予備自衛官」と読み替えるものとする。

第二十四条の四 訓練招集に応じた予備自衛官等には、訓練招集に応じた期間一日につき、政令で定める額の訓練招集手当を支給する。

第二十四条の五 前二条に規定するもののか、予備自衛官手当、即応予備自衛官手当及び訓練招集手当の支給について必要な事項は、政令で定める。

第二十八条の三中「予備自衛官」を「予備自衛官等」に改め、「第六十七条第一項」の下に「(同法第七十五条の八において準用する場合を含む。)」を加え、「昭和三十四年三月三十一日以前に自衛官又は旧保安隊の保安官、旧警察予備隊の警察官、旧警備隊の警備官若しくは旧海上警備隊の警備官若しくは旧海上警備隊の海上警備官として退職し、予備自衛官又は旧保安隊の保安官、旧警察予備隊の警察官又は旧警備隊の警備官若しくは旧海上警備隊の海上警備官として受けた最終の俸給日額に三十乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。」を削る。

1 この法律は、平成十一年二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。
(施行期日)
附 則

2 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の九第一項第四号中「予備自衛官」の下に「及び同法第七十五条の五第一項の規定による訓練招集命令により招集されている者以外の即応予備自衛官」を加える。

出する理由である。

防衛厅設置法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るために、陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができる」とするとともに、防衛招集命令により招集された場合において自衛官となつてあらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務し、訓練招集命令により招集された場合において訓練に従事する即応予備自衛官の制度を導入し、あわせて、自衛官の定数を改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

〔一〕 議案の目的及び要旨

〔二〕 即応予備自衛官の導入

即応予備自衛官は、防衛招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令により招集された場合において、自衛官となつてあらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務し、訓練招集命令を受けて訓練に従事するものとして定めるとともに、防衛厅の職員の定員外として、その員数(千三百七十三人)を定めること。

〔三〕 防衛厅長官は、防衛出動、治安出動、災害派遣等の事態において、必要であると認めると、内閣総理大臣の承認を得て、即応予備自衛官を招集することができる。

〔四〕 即応予備自衛官の訓練日数を一年を通じて三十日を超えない範囲内で総理府令で定める期間とする。

〔五〕 任用期間のうち一定期間以上在職し、かつ良好な成績で勤務した即応予備自衛官に對し、勤続報奨金を支給することができる。

〔六〕 即応予備自衛官の採用、階級、任用期間、昇進等の身分取扱、招集手続等に関する事項は予備自衛官と同様とする。

〔七〕 防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部

〔八〕 予備自衛官として採用できる者から旧保安隊の保安官等を除くとともに、訓練招集

の年間回数の制限をなくすこと。

予備自衛官に対し、防衛招集命令を発することができる場合として、防衛出動命令が発せられた場合のほか、事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合を加えること。

〔九〕 予備自衛官の防衛招集の要件等の改正

即応予備自衛官に対する即応予備自衛官手当を置くことができる」とともに、訓練招集

1 陸上自衛隊の自衛官の定数を千四百一十三人削減し、統合幕僚会議に所属する自衛官を三十人増員して、自衛官の定数を、総計一十七万三千三百五十八人に改めること。

2 自衛隊法の一部改正

(一) 極端な過度の負担を避けるため、陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができる。

3 極端な過度の負担を避けるため、陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができる。

1 陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができる。

2 極端な過度の負担を避けるため、陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができる。

3 極端な過度の負担を避けるため、陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができる。

1 陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができる。

2 極端な過度の負担を避けるため、陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができる。

3 極端な過度の負担を避けるため、陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができる。

官外号報

当(月額一万六千円)及び訓練募集手当(政令で定める額)を支給すること。

4 施行期日
 この法律は、平成十年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由
 本案は、現下の諸情勢に対処し、防衛庁の任務の円滑な遂行を図るための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
 本案施行に要する経費として、平成九年度一般会計予算に約三十二億千七百万円が計上されている。

右報告する。

平成九年三月十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿
 安全保障委員長 伊藤 英成

内閣総理大臣 橋本龍太郎

第一条中「雇用環境整備地域」の下に「高度技能活用雇用安定地域」を加える。

第二条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に、「地域」を「地域又は職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する労働者(以下「高度技能労働者」という。)を雇用する事業所が集積しきつ、雇用機会が不足するおそれがあると認められる地域に」に改め、同項第三号の二の次に次の一号を加える。

二の三 高度技能活用雇用安定地域 高度技能労働者を雇用する事業所が集積している地域のうち、当該地域内に所在する相当数の事業所に関する産業構造又は国際経済環境の変化その他の経済上の理由(漁業をめぐる国際環境の変化を含む)により製品又は役務の供給の減少を余儀なくされ、これに伴い雇用に関する状況が悪化しており、又は悪化するおそれがあると認められる地域であつて、当該地域内に居住する求職者、当該地域内に所在する事業所に雇用されている労働者等に関し第四章の三に定める地域雇用開発のための措置を講ずる必要があるものとして労働大臣が指定

する地域をいう。

第一条第一項第四号中「需要構造」を「景気の変動」に、「その他の」を「の急激な変化その他」に、「雇用に関する状況が急速に悪化しており、又は悪化する」を「一時に相当数の離職者が発生しておき、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

第一条第一項第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを「号ずつ繰り上げ、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 高度技能活用雇用安定地域求職者 高度技能活用雇用安定地域内に居住する求職者をいふ。

第二条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第四号まで」を「第三号の二まで若しくは第四号」に、「又は改正の立案」を「若しくは改正の立案又は同項第三号の三の指定」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項第三号の二の規定による指定は、第四章の三に定める措置を講ずべき期間を付してするものとする。この場合において、当該期間を延長し、又は短縮する必要があると認められるときは、当該期間は、延長し、又は短縮することができるものとする。

第一条に次の二項を加える。

10 労働大臣は、第一項第三号の二の指定に当たつては、第四章の三に定める措置と別に講ぜられる製造業の発展を支える技術を有する事業者の集積の活性化を促進するための措置との総合的かつ効果的な実施に資するよう配慮するものとする。

第三条中「状況の下に」、「高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所に関する製品又は役務の供給の減少の雇用に及ぼす影響」を加える。

第四条中「及び雇用環境整備地域」を「雇用環境整備地帯及び高度技能活用雇用安定地域」に改める。

「第一章 地域雇用開発指針並びに地域雇用機会増大計画及び地域雇用環境整備計画」を「第二章 地域雇用開発指針並びに地域雇用機会増大計画、地域雇用環境整備計画及び地域高度技能活用雇用安定計画」に改める。

第六条第一項中「及び雇用環境整備地域」を「雇用環境整備地域及び高度技能活用雇用安定地域」に改め、同条第二項中「及び雇用環境整備地域」を「雇用環境整備地域及び高度技能活用雇用安定地域」に、「及び第七条の二第一項の地域雇用環境整備計画」を「第七条の二第一項の地域雇用環境整備計画及び第七条の三第一項の地域高度技能活用雇用安定計画」に改める。

第七条第一項中「」と、「」の下に「当該雇用機会増大促進地域に係る」を加え、「次条を除き、」を削る。

第七条の二第二項中「」と、「」の下に「当該特定雇用機会不足地域に係る」を加え、「」の条においてを削る。

第二章中第七条の二の次に次の二条を加える。
 (地域高度技能活用雇用安定計画)

第七条の三 都道府県は、その区域内の高度技能活用雇用安定地域ごとに、当該高度技能活用雇用安定地域に係る地域雇用開発の促進に関する計画(以下「地域高度技能活用雇用安定計画」という。)を策定することができる。

2 地域高度技能活用雇用安定計画においては、当該高度技能活用雇用安定地域について次に掲げる事項を定めるものとする。

一 労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

二 高度技能労働者に係る雇用に関する状況

三 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を活用した地域雇用開発の目標に関する事項

四 前号に規定する地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

五 地域高度技能活用雇用安定計画は、地域雇用開発指針に即するものでなければならない。

六 都道府県知事は、地域高度技能活用雇用安定計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、当該高度技能活用雇用安定地域内の地域を管轄する市町村長の意見を聞くものとする。

七 都道府県は、地域高度技能活用雇用安定計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

八 前二項の規定は、地域高度技能活用雇用安定計画の変更について準用する。

九 第四章の二の次に次の二章を加える。

第十章 地域高度技能活用雇用安定地帯に係る地域雇用開発のための措置

(地域雇用開発のための助成及び援助)

第十一章の五 政府は、地域高度技能活用雇用安定計画で定める当該高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発を促進するため、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六

十三条の能力開発事業として、次に掲げる事業を行るものとする。

一 高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所に職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者を置き、若しくは高度技能活用雇用安定地域内において必要な設備若しくは福祉施設の設置若しくは整備を行い、

かつ、高度技能活用雇用安定地域求職者を雇入れる事業主又は職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を活用した地域雇用開発のための調査研究を行う事業主団体

(高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所の事業主を直接又は間接の構成員とするものであつて労働省令で定める要件に該当するものをいう。)に対して、必要な助成及び援

助を行うこと。

二 高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所に雇用されている高度技能労働者その他

の労働者は、当該事業所に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者(次項において「被保険者」という。)として雇用される」として雇用される」となつて

つている者(次項において「内定者」という。)について、職業に関し新たに必要な高度の技能及び知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置を講ずる当該事業所の事業主(労働者を雇用していない事業主にあっては、この号の措置を講じた後、労働者を雇い入れたものに限る。)に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

三 前項第一号の助成及び援助を行うに当たつては、同号の措置に係る内定者を被保険者とみな

して、雇用保険法第六十三条の規定を適用する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 地域雇用安定地域に係る経過措置

第三条 政府は、雇用促進事業団法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用促進事業団に行わせるものとする。

(準用)

第二十一条の六 第九条及び第十二条の規定は、高度技能活用雇用安定地域について準用する。

四号の規定による指定をしたものとみなす。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条ノイノ三第一項第一号ロ中「第一項まで」に改め、同条第二項中「第七条の二第一項の」を削り、「同条第一項第一号」を「第七条の二第一項第一号」に改め、同条第三項中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第八号」に改め、「第一項第九号」を「第二条第一項第八号」に改め、「第十一條(の下に)第十二条の六及び」を加える。

二条第一項第九号」を「第二条第一項第八号」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十一年法律第六八十七号)の一部を次のように改正する。

二条第一項第九号」を「第二条第一項第八号」に改める。

(改正)

第五条 地域雇用開発のための助成及び援助

第十一章の五 政府は、地域高度技能活用雇用

安定計画で定める当該高度技能活用雇用安定地

域における地域雇用開発を促進するため、雇用

保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六

項」を「第二条第七項」に改める。

附 則

度技能活用雇用安定計画」に改める。

(雇用保険法の一部改正)

第五条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の二 第二項第一号ロ中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第八号」に改め

る。

理由

高度の技能等を有する労働者を雇用する事業所が集積し、産業構造又は国際経済環境の変化等経済上の理由によって雇用状況が悪化し、又は悪化するおそれのある地域について、地域雇用開発の促進を図るために、労働者の高度の技能等を活用した雇用機会の創出及びこのために必要な能力開発を推進する等の措置を講することとする等所要の改正を行つ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法 律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、高度の技能等を有する労働者を雇用する事業所が集積し、産業構造又は国際経済環境の変化等経済上の理由によって雇用状況が悪化し、又は悪化するおそれのある地域について、地域雇用開発の促進を図るために、労働者の高度の技能等を活用した雇用機会の創出及びこのために必要な能力開発を推進する等の措置を講じよとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 労働大臣は、高度の技能等を有する労働者

を雇用する事業所が集積し、地域内の相当数

の事業所に關し経済上の理由により製品又は

役務の供給の減少を余儀なくされ、これに伴い雇用状況の悪化又はそのおそれがある地域

のうちから、「高度技能活用雇用安定地域」を指定するものとすること。

なお、この地域の指定に当たっては、地域雇用開発のための措置にあわせて講じられる

製造業の発展を支える技術を有する事業者の集積の活性化を促進するための措置との総合的かつ効果的な実施に資するよう配慮するものとする」と。

2 政府は、高度技能活用雇用安定地域においては、高度の技能等を有する労働者等の受入れを行う事業主、高度の技能等を活用した地域雇用開発を図るために調査研究を行う事業主団体及び新たに必要な高度の技能等を習得させるための教育訓練等を行う事業主に対し、雇用保険法に基づく必要な助成及び援助を行うものとする」と。

3 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする」と。

議案の可決理由

本案は、高度の技能等を有する労働者を雇用する事業所が集積し、産業構造又は国際経済環境の変化等経済上の理由によって雇用状況が悪化し、又は悪化するおそれのある地域について、地域雇用開発の促進を図るために、労働者の高度の技能等を活用した雇用機会の創出及びこのために必要な能力開発を推進する等の措置を講じよとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 労働大臣は、高度の技能等を有する労働者

三 本案施行に要する経費

平成九年度一般会計予算(労働省所管)に十一億千八百四十四万四千円、平成九年度労働保険特別会計予算(労働省所管)の雇用勘定に十六億六千八百十一万四千円が、それぞれ計上されている。

右報告する。

平成九年三月十九日

右報告する。

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

労働委員長 青山 丘

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成九年二月二十八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

第一條 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条」を「第四十六条の二」に改める。

第二条第一項の表中二十五の項を二十六の項とし、十五から二十四の項までを一項ずつ繰り下げる、十四の項の次に次のように加える。

十五条 伝染性海綿状脳症牛、水牛、めん牛、山羊

第二条に次の二項を加える。

3 この法律において「電子情報処理組織」とは、動物検疫所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、第四十条第

用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十七条第一項第一号中「アナプラズマ病」の下に「伝染性海綿状脳症」を加え、同項第二号中「出血性敗血症」の下に「伝染性海綿状脳症」を加える。

第二十一条第一項第一号中「出血性敗血症」の下に「伝染性海綿状脳症」を加え、同条に次の二項を加える。

4 伝染性海綿状脳症の患者又は疑似患者の死体の所有者に対する前三項の規定の適用については、これらの規定中「焼却し、又は埋却し」とあるのは、「焼却し」とする。

第二十三条第一項中「次項」を「以下この条」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「またないで」を「待たないで」に改め、同条に次の二項を加える。

4 伝染性海綿状脳症の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対する第一項本文及び前二項の規定の適用については、これらの規定中「焼却し、埋却し、又は消毒」とあるのは、「焼却し」とする。

第三十六条第一項第一号中「次条各号」を「次条第一項各号」に改める。

第三十七条の見出し中「添附」を「添付」に改め、同条中「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に、「写し」を添附を「写しを添付」に改め、ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 動物検疫についての政府機関を有しない

国から輸入する場合その他農林水産大臣の

指定する場合

二 貿易で定める国から輸入する指定検疫物について、前項の検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて第二条第三項の電子計算機に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された場合

第四十五条第一項中「左だ」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第一号中「当り」と「当たり」に改め、同項第二号中「第三十七条各号」を「第三十七条第一項各号」に改める。

第四章中第四十六条の次に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による届出又は指示の通知等)

第四十六条の二 動物検疫所長は、第四十条第一項の規定による届出については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行われることができる。

2 農林水産大臣、動物検疫所長又は家畜防疫官は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して届け出、当該届出に係る指定検疫物につき家畜防疫官の検査を受ける者に対する指示の通知又は当該届出に係る動物の所有者に対する

通知又は當該届出に係る動物の所有者に対する付又は當該届出に係る動物の所有者に対する第八条の規定による証明書の交付については、当該交付に代えて、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して證明の通知を行なうことができる。

4 前二項の規定により読み替えて適用する通知、許可の通知、命令の通知若しくは証明の通知は、第二条第三項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に動物検疫所に到達し、又は農林水産大臣、動物検疫所長若しくは家畜防疫官から発せられたものとみなし、指示の通知、許可の通知、命令の通知又は証明の通知にあつては、当該記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該通知の相手方に到達したものと推定する。

5 農林水産大臣は、第二条第三項の電子計算機を使用する動物検疫所を告示するものとす

用する第二十一条第一項ただし書若しくは第二项、第二十三條第一項若しくは第二十四条

三項、第二十三條第一項若しくは第二十四条ただし書の規定による許可の通知若しくは前条第一項の規定により読み替えて適用する第六条第一項若しくは第十七条第一項若しくは前条第二項の規定による命令の通知について

は、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行なうことができる。

3 動物検疫所長又は家畜防疫官は、第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届け出、当該届出に係る指定検疫物その他の物につき家畜防疫官の検査を受けた者に対する第四十四条の規定による輸入検疫証明書の交付

又は當該届出に係る動物の所有者に対する付又は當該届出に係る動物の所有者に対する第八条の規定により読み替えて適用する前条第一項の規定により読み替えて適用する通知は、当該交付に代えて、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して證明の通知を行なうことができる。

4 前二項の規定により行なわれた届出又は指示

の通知、許可の通知、命令の通知若しくは証

明の通知は、第二条第三項の電子計算機に備

えられたファイルへの記録がされた時に動物

検疫所に到達し、又は農林水産大臣、動物検

疫所長若しくは家畜防疫官から発せられたも

のとみなし、指示の通知、許可の通知、命令

の通知又は証明の通知にあつては、当該記録

がされた後通常その出力に要する時間が経過

した時に当該通知の相手方に到達したものと

推定する。

る。

第六十三条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「第三十七条」を「第三十七条第一項」に改める。

第一条 家畜伝染病予防法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「掲げる家畜」の下に「及び当該伝染性疾患」として政令で定めるその他の家畜」を加え、同項の表の一から三までの項中

「水牛」を削り、同表の四の項を削り、同表の五の項中「水牛」を削り、同項を同表の四の項とし、同表の六の項中「水牛」を削り、同項を同表の五の項とし、同項の次に次のように加える。

第六十三条第一項中「限る」の下に「以下」「届出伝染病」というを加え、「市町村長」を「都道府県知事」に改め、同条第二項中「当該家畜について第六十二条において準用する第十三条第一項の規定により届け出なければならない場合」を

削り、「前項の伝染性疾患」を「届出伝染病」に改め、同条第三項中「市町村長」を「都道府県知事」に、「家畜防疫員」を「当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長」に、「都道府県知事」を「農林水産大臣」に改め、同条の次に次の

一条を加える。

第五条 家畜が既に知られている家畜の伝染性疾患とその病状又は治療の結果が明らかに異なる疾患(以下「新疾病」という。)にかかり、又はかかる疑いがあることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検査した獸医師は、省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第六条 第二条第一項の表の九から十五までの項中「水牛」を削り、同表中二十一の項を削り、二十の項を二十一の項とし、十九の項を二十の項とし、十八の項を十九の項とし、十七の項の次に次のように加える。

七 リフトバレー 牛、めん羊、山羊

六 水胞性口炎 牛、馬、豚

第二条第一項の表の八の項を削り、同表の七の項中「水牛」を削り、同項を同表の八の項とし、同項の前に次のように加える。

十八 アフリカ馬 美

「、七面鳥」を削る。

第四条第一項中「限る」の下に「以下」「届出伝染病」というを加え、「市町村長」を「都道府県知事」に改め、同条第二項中「当該家畜について第六十二条において準用する第十三条第一項の規定により届け出なければならない場合」を

削り、「前項の伝染性疾患」を「届出伝染病」に改め、同条第三項中「市町村長」を「都道府県知事」に、「家畜防疫員」を「当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長」に、「都道府県知事」を「農林水産大臣」に改め、同条の次に次の

一条を加える。

第四条の二 家畜が既に知られている家畜の伝染性疾患とその病状又は治療の結果が明らかに異なる疾患(以下「新疾病」という。)にかかり、又はかかる疑いがあることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検査した獸医師は、省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第五条 第二条第一項の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る家畜の所有者に対し、当該家畜について家畜防疫員の検査を受けけるべき旨を命ぜるものとする。

第三条 第二条第一項の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る家畜の所有者に対し、当該家畜について家畜防疫員の検査を受けけるべき旨を命ぜるものとする。

第二十一条第一項第一号中「流行性感冒」を削り、「狂犬病」の下に「水胞性口炎、リフトバレー熱」を加え、「気腫症」を削り、「鼻疽」の下に「アフリカ馬疫」を加え、「豚丹毒」を削り、同項第一号中「ひな白痢」を「家畜サルモネラ感染症」に改める。

第二十三条第一項ただし書中「ひな白痢」を「家畜サルモネラ感染症」に改める。

第二十五条第一項中「基いして」を「基づいて」に改め、同項ただし書中「但し」、「ひな白痢」を「ただし、家畜サルモネラ感染症」に、「またないで」を「待たないで」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

第二十六条第一項第一号中「次条第一項各号」を「第三十七条第一項各号」に改め、同項第一号を次のように改める。

二 次のイ又はロに掲げる家畜の伝染性疾病の病原体

ロ 家畜の伝染性疾病の病原体であつて既に知られているもの以外のもの

第三十六条の次に次の二条を加える。

(病原体の輸入に関する届出)

第三十六条の二 家畜の伝染性疾病の病原体であつて既に知られているもののうち、監視伝染病の病原体以外のものを輸入しようとする者は、省令の定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により届け出なければならないこととされる家畜の伝染性疾患の病原体を公示するものとする。

3 第二項の規定は、第六十二条の規定により指定された疾病の病原体について同条において準用する前条第一項の規定により同項ただし書の許可を受けて輸入する場合には、適用しない。

第三十七条第一項中「家畜の伝染性疾病」を「監視伝染病」に改める。

第四十条第一項中「家畜の伝染性疾病」を「監視伝染病」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項及び第四項中「家畜の伝染性疾病」を「監視伝染病」に改める。

第四十一条中「家畜の伝染性疾病」を「監視伝染病」に改める。

第四十二条第一項中「商品見本」を削る。

第四十三条第一項中「疑いのある」を「疑いのある」に改め、「商品見本」を削り、同条第二項及び第五項中「商品見本」を削る。

第四十四条第一項中「前四条の」を「四十條から前条までの規定による」、「家畜の伝染性疾病」を「監視伝染病」に、「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

二 次のイ又はロに掲げる家畜の伝染性疾病の病原体

ロ 家畜の伝染性疾病の病原体であつて既に知られているもの以外のもの

第三十六条の次に次の二条を加える。

(病原体の輸入に関する届出)

第三十六条の二 家畜の伝染性疾病の病原体であつて既に知られているもののうち、監視伝染病の病原体以外のものを輸入しようとする者は、省令の定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により届け出なければならないこととされる家畜の伝染性疾患の病原体を公示するものとする。

に改め、同条に次の二項を加える。

3 農林水産大臣は、第一項の検査中にその検査に係る動物が新疾病にかかり、又はかかる

ている疑いがあると認められたときは、当該動物又はその敷料その他これに準ずる物につき、省令の定めるところにより、その所有者に対し、これらを隔離し、若しくは消毒すべき旨を命じ、又は家畜防疫官に隔離、注射、薬浴、投薬若しくは消毒を行わせることがで

きる。ただし、当該新疾病が家畜の伝染性疾病でないと認められる場合は、この限りでない。

第四十六条の二第一項中「前条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第四十七条中「から第三十二条まで」を「第三十条」に改める。

第四十八条第一項第一号及び第一号中「これる」を「超える」に改め、同項第四号中「第六条第一項」を「第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一項」に改め、「第三十条第一項」を「超える」に改め、同条第四号中「第三十六条第三項」の下に「第六十二条」において準用する場合を含む。」を加え、同条第四号中「第四十条第一項」の下に「(第六十二条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号中「第四十条第一項」の下に「(第六十二条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号中「第四十条第一項」の下に「(第六十二条において準用する場合を含む。)」を加え、「當つて」を「當たつて」に改める。

第六十二条中「十万円」を「百万円」に改め、同条第二号中「第四十五条第一項」の下に「(第三十一条第一項及び第三十七条第一項については、第六十二条において準用する場合を含む。)」を

第六十二条において準用する場合を含む。」を加え、同条第五号中「第四十条第一項」の下に「(第六十二条において準用する場合を含む。)」を加え、「當つて」を「當たつて」に改める。

第六十三条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第五条第一項」を削り、同条に次の二号を加える。

二十一條第一項ただし書、第二十四条ただし書、第二十九条、第二十条第一項、第五十条並びに第五十二条に改め、同条第一号中「第五条第一項」を「又は第二十五条第一項」に改め、同条第一号中「第六条第一項」を「第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一項」に改め、「第二十九条の二第一項」に改め、「第二十九条」の下に「第五

二十一條第一項ただし書、第二十四条ただし書、第二十九条、第二十条第一項、第五十条並びに第五十二条に改める。

第六十二条の見出し中「基く」を「基づく」に改め、同条第一項中「第六条から第八条まで」をかわらず、輸入検疫証明書を交付しないことができる。

第六十四条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第五条第一項」を削り、同条に次の二号を加える。

第六十五条中「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第二十五条第一項又は第三十一条第一項」を「又は第二十五条第一項」に改め、同条第一号中「第六条第一項」を「第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一項」に改め、「第二十九条」の下に「第五

二十一條第一項ただし書、第二十四条ただし書、第二十九条、第二十条第一項、第五十条並びに第五十二条に改め、同条第一号中「第五条第一項」を「第二十九条」に改め、「第二十九条」の下に「第五

二十一條第一項ただし書、第二十四条ただし書、第二十九条、第二十条第一項、第五十条並びに第五十二条に改め、「第二十九条」の下に「第五

条第一項、第八条第一項、第九条及び第二十九条については、「を加え、同条第三号中「及び第十九条」を、「第十九条及び第四十条第四項」に改め、同条第九号中「第四十条第二項」の下に「（第六十二条において準用する場合を含む。）」

査を受けた家畜については、第二条の規定による改正後の家畜伝染病予防法(以下「新法」という。)第七条及び第八条の適用については、新法第五条第一項の規定により検査を受けたものとみなす。

検査が行われてない場合には、当該届出等は、新法第四十条第一項の規定による届出、新法第四十二条第二項の規定による届出、新法第四十三条第一項の規定による通知又は同条第五項の規定による届出とみなす。

理中

最近における家畜の伝染性疾患の発生状況の変化等にかんがみ、法定伝染病の範囲を合理化するとともに、家畜防災を的確に実施するため、新疾病についての届出制度を設けるとともに、伝染性疾病の発生を予防するための検査制度の改善を図り、あわせて輸入検疫についてその対象となる伝染性疾病的範囲を合理化し、電子情報処理組織による届出又は通知の導入の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書**

第六十一条外を「ほか」に改め、ただし書を削る。

よる
この法律の施行の際現にされている旧法第三
十六条第一項ただし書の許可の申請は、新法第
三十六条第一項第二号に掲げる家畜の伝染性疾
病の病原体に係るものにあっては同項の規定に
よりした同項ただし書の許可の申請と、新法第
三十六条の二第一項の家畜の伝染性疾病の病原
体に係るものにあっては同項の規定によりした
届出とみなす。

一項 第三十条第一項 第二十一条第一項若しくは第四十六条第一項の規定による検査、注射、薬浴若しくは授業を行つたため死亡した動物若しくは死産し、若しくは流産した動物の胎児若しくは旧法第一二十三条の規定により焼却し、若しくは埋却した物品に係る旧法第五十一条の規定による手当金の交付、旧法第二十一条第一項若しくは第二十三条第一項の規定により焼却し、若しくは埋却した家畜の死体若しくは

第一条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の家畜伝染病予防法(以下「旧法」という。)第四条第一項の規定による届出があった家畜に係る同条第三項の規定による通報及び報告については、なお従前の例による。

施行日前に旧法第四十条第一項の規定による届出、旧法第四十二条第二項の規定による届出、旧法第四十二条第一項の規定による通知又は同条第五項の規定による届出(以下この項において「届出等」という)があつた指定検疫物について旧法第四十条第一項、第四十二条第一項

物品に係る旧法第五十九条の規定による費用の負担又は旧法第六十条の規定による都道府県知事若しくは家畜防疫員が旧法を執行するため必要とした同条各号に掲げる費用の負担については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第六条第一項の規定により檢

項 第四十三條第二項文は第五項の規定による。

第三条 この法律の施行前にした行為及び附則第

平成九年三月二十五日 衆議院会議録第十九号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案及び同

報告書

家畜伝染病の範囲の合理化
の伝染性疾患を削除するとともに、伝染性
海綿状脳症、水胞性口炎、リフトバレー熱
及びアフリカ馬疫を家畜伝染病として追加
し、また、鶏チフスをひな白痢と併せて家
きんサルモネラ感染症とすること。

1 家畜伝染病の範囲の合理化

本案は、最近における家畜の伝染性疾病的発生状況の変化等に対処し、より効果的かつ効率的な家畜防疫制度を構築するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

海綿状脳症、水胞性口炎、リフトバレー熱及びアフリカ馬疫を家畜伝染病として追加し、また、鶏チフスをひな白痢と併せて家きんサルモネラ感染症とすること。

(一) 家畜伝染病の対象家畜について、法律で定めるほか、政令においても定めるものとすること。

2 国内防疫体制の整備

(一) 家畜が既に知られている家畜の伝染性疾

病とその病状又は治療の結果が明らかに異なる疾病(以下「新疾病」という。)にかかり、又はかかる疑いがあることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検査した獣医師は、疎遠なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならないものとする。

(二) 危険度の高い家畜の伝染性疾患である家畜伝染病及び届出伝染病を併せて監視伝染病として位置付け、発生予防措置の対象とすることとし、その発生の届出先を、市町村長から都道府県知事へ変更すること。

(三) 都道府県知事は、家畜の所有者に対し、必要があるときは、監視伝染病の発生の状況等を把握するための家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずることができるものとし、農林水産大臣は、都道府県知事に対し、監視伝染病の発生の状況等についての情報を提供するとともに、監視伝染病の発生の予防のために必要な指導を行つものとすること。

3 輸入検疫の合理化

(一) 輸入検疫の対象となる家畜の伝染性疾患病を監視伝染病とする。

(二) 農林水産大臣は、輸出入検疫の検査中にその検査に係る動物が新疾病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたと

め、政府は、HACCP方式の導入を推進すること。

三 家畜の防疫体制に万全を期すため、動物検疫所及び家畜保健衛生所の機能の充実を図ること、及び防疫対策を強力に推進すること。また、獣医師の家畜の伝染性疾病的予防に果たす役割の重要性にかんがみ、新疾病等に関する知識・情報についての研修等による一層の資質の向上等に努めること。

右決議する。

記

一 狂牛病等ブリオンが原因で発生する家畜の伝染性疾病は、家畜に甚大な被害をもたらし、畜産に大きな打撃を与えるのみならず、人にも危害を及ぼすおそれがあることから、その発生メカニズムの研究及び防疫方法の確立に全力を尽くすこと。また、今後とも、引き続き、牛、めん羊等の肉骨粉等を牛、めん羊等の飼料原料として用いないよう指導すること。

二 病原性大腸菌O1—五七による被害の発生・伝播を防ぐための措置の一環として、と畜場、食肉センター等における衛生管理の徹底を図ること。また、安全な畜産物を国民に供給するた

右
平成九年二月十日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

国会に提出する。

平成九年二月十日

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案 第百一十七号の一部を次のように改正する。

二 本案は、最近における家畜の伝染性疾患の発生状況の変化等に対処し、より効率的かつ効率的な家畜防疫制度を構築するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成九年三月十九日

農林水産委員長 石橋 大吉

(別紙)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

障害の程度	年	金額
特別項症	第一項症	第一項症の年金額に三、九二、四〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	第二項症	五、六〇一、〇〇〇円
第二項症	第三項症	四、六六八、〇〇〇円
第三項症		三、八四四、〇〇〇円
		三、〇四一、〇〇〇円

官 報 (号外)

第五項症	二、四六一、〇〇〇円
第六項症	一、九九〇、〇〇〇円
第一款症	一、八二三、〇〇〇円
第二款症	一、六五〇、〇〇〇円
第三款症	一、三一四、〇〇〇円
第四款症	一、〇六五、〇〇〇円
第五款症	九四一、〇〇〇円

第八条第七項の表を次のように改める。	
第一款症	四、五四三、〇〇〇円
第二款症	三、七六九、六〇〇円
第三款症	三、二三三、九〇〇円
第四款症	二、六五六、二〇〇円
第五款症	二、一三一、一〇〇円

障害の程度	金額	第五項症	第四款症
第一款症	五、九六〇、〇〇〇円	二、四六一、〇〇〇円	八二六、八〇〇円
第二款症	四、九四三、〇〇〇円	一、九九〇、〇〇〇円	七二七、二〇〇円
第三款症	四、二四一、〇〇〇円	一、八二三、〇〇〇円	一、八二三、〇〇〇円
第四款症	三、四八四、〇〇〇円	一、六五〇、〇〇〇円	一、六五〇、〇〇〇円
第五款症	二、七九五、〇〇〇円	一、三一四、〇〇〇円	一、三一四、〇〇〇円

「第二十六条第一項中「百八十九万三千六百円」を「百九十万八千八百円」に改める。
第二十七条第一項中「百八十九万三千六百円」を「百九十万八千八百円」に、「百五十万三千六百円」を「百五十万四千八百円」に改め、同条第三項の表中「四六九、九一〇円」を「四七四、二一〇円」に、「三七三、八一〇円」を「三七七、三一〇円」に、「二五八、五一〇円」を「二六一、〇一〇円」に改める。

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則

理由
戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るた

め、障害年金、遺族年金等の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 障害年金、遺族年金等の額を、平成九年四月から次のとおり引き上げること。

障害年金(第五項症の場合)	
勤務関連傷病	区分
公務傷病	現行
一、八八一、九〇〇円	改正後
第一款症	一、三九八、一〇〇円
第二款症	一、二七一、五〇〇円
第三款症	一、一〇三、一〇〇円

二 遺族年金及び遺族給与金

この法律は、平成九年四月一日から施行すること。

戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げることとは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

本実施行に要する経費は、平成九年度一般会計予算(厚生省所管)に約六億円が計上されてい る。

平成九年二月十九日

厚生委員長 町村 信孝

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右
國給付施設に由来する。

書 111

別の助成等国の財政上の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、平成八年度以前の事業の実施状況等にかんがみ、地域改善対策特定事業で平成四年四月一日以降平成九年三月三十日まで特例的に実施されているもののうち平成八年七月二十六日までに着手した未完了の事業等について、平成十四年三月三十一日までの間、当該事業に係る経費に対する特別の助成等国の財政上の特別措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 地域改善対策特定事業(特例事業)のうち次に掲げる事業については、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年延長するものとすること。

(二) 平成八年七月二十六日までに着手した事業(同日までに当該事業につき建設大臣による補助金の交付の決定その他これに準ずるものとして政令で定める措置がなされたものを含む。)であって平成九年三月三十日においてその工事を完了していないもので政令で定めるもの

(一) (一)に掲げるもののほか、平成八年度以前の実施状況等に照らし平成九年度以降においても実施することが特に必要と認められ

報 (号外)

附
則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

ただし、別表第一及び別表第二の改正規定中を香

卷二

議案の目的及び要旨

、その主な内容は次のとおりである。

國際民間航空機関日本政府代表部(兼館)を

新設し、在コタ・キナバル日本国領事館を總領事館に重複設置する二三の在

外務省公務員の在勤基本手当

の基準額を定めること。

在ホラムジヤハル日本國總領事館及び在ア

に、これら廃止公館に係る規定を削除する」

王水華正義圖說卷之二

「在支那」を「中國総領事館の領事の署名」に改め、「在支那」から「中華人民共和国」に改め、「在支那」

「日本國總領事館」の名稱を在ムンバイ

別表第一の四 政府が表部の表化米の額中
一一・ヨーネ(周警連合)

1

ニュー・ヨーク
国際連合日本政府代表部
国際民間航空機関日本政府代表部
改め、同表を別表第一の三 政府代表部の表とする。

アメリカ合衆国
カナダ
ニューヨーク
セントリオール
に

別表第1の四 政府代表部の表北米の頂中	ニュー・ヨーク(国際連合)	1,000,000
770,000	701,700	651,600
576,400	501,200	426,000
375,900	325,800	

表を別表第二の三 政府代表部の表とする

286, 100 | 275, 800 | 255, 700 | 235, 400 | 111-125 | 電話

を別表第一の二 政府代表部の表とする。

日本国総領事館に、「在マドラス日本国総領事館」の名称を「在チエンナイ日本国総領事館」に改めるとともに、各々の位置の地名を「ムンバイ」「チエンナイ」に改めること。

4 この法律は、平成九年四月一日から施行すること。ただし、在香港、在コタ・キナバルの各日本国総領事館等に関する規定は、政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、必要かつ適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成九年度一般会計予算外務省所管のなかに、約二十四万円が計上されている。

平成九年三月二十一日

外務委員長 遠沢 一郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案

右

国会に提出する。

平成九年一月三十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法

目次

第一章 総則(第一条～第四条)

第二章 基盤的技術産業集積の活性化(第五条～第二十一条)

第三章 特定中小企業集積の活性化(第二十二条～第二十七条)

第四章 雜則(第二十八条～第三十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、経済の多様かつ構造的な変化に対処するため、特定産業集積の有する機能を活用しつつ、その活性化を促進する措置を講ずることにより、地域産業の自律的発展の基盤化することにより、地域産業の自律的発展の基盤化することにより、新商品の開発及び生産(製造業以外の業種の場合)は、新役務の開発及び提供)であつて、生産に係る商品(製造業以外の業種の場合)は、提供に係る役務)の構成を相当程度変化させるもの

二 新たな生産の方式(製造業以外の業種の場合)は、新たな提供の方式)の導入であつて、商品の生産(製造業以外の業種の場合)は、役務の提供)第四号及び第五号において「商品の生産等」という)を著しく効率化するもの

三 新たな原材料、部品又は半製品の使用であつて、商品の生産に係る費用を相当程度低減するもの

四 設備の能率の向上であつて、商品の生産等を著しく増加するもの

五 設備の増設であつて、商品の生産等を著しく増加するもの

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特

別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

七 この法律において「特定中小企業集積」とは、自然的経済的条件からみて一体である地

域において、工業に属する特定の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該中小企

業を主たる事業として営むもの」とは、特定事業者が次に掲げる措置を行うことにより、当該特定事業者の有する基盤的技術の水準が向上し、又はその適用範囲が拡大することをいう。

一 新商品の開発及び生産(製造業以外の業種の場合)は、新役務の開発及び提供)であつて、生産に係る商品(製造業以外の業種の場合)は、提供に係る役務)の構成を相当程度変化させるもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社並びに個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 事業協同組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特

別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

七 この法律において「特定中小企業集積」とは、自然的経済的条件からみて一体である地

域において、工業に属する特定の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該中小企

業を主たる事業として営むもの」とは、特定事業者が次に掲げる措置を行うことにより、当該特定事業者の有する基盤的技術の水準が向上し、又はその適用範囲が拡大することをいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以

この法律において「特定中小企業集積の活性化」とは、特定中小企業集積の存在する地域において中小企業者によって新たな経済的環境に即応した事業が行われることにより、該特定中小企業集積の有する機能が強化され、かつ、当該特定中小企業集積における事業の構造が高度化することをいう。

連性が高い事業の分野であること。
地域の特性に即した事業の分野

特定事業者による特定基盤的技術の高度化等について指針となるべき事項

代化審議会の意見を聽かなければならぬ。
主務大臣は、活性化指針を定め、又はこれを
変更したときは、運営なく、これを公表しなければ
ならぬ。

(活性化指針)
第四条 主務大臣は、特定産業集積の活性化に関する指針(以下「活性化指針」という。)を定めな

イ 挙げる事項
特定中小企業集積の活性化を促進する措
置を講すべき特定中小企業集積に関する事

第五条 都道府県は、活性化指針に基づき、当該都道府県内の基盤的技術産業集積であって第三

的技術産業集積及び特定中小企業集積をいう。
(特定産業集積の活性化を促進する措置)

第三条 この法律に基づく基盤的技術産業集積に係る措置は、その活性化を図ることが特に必要であると認められる基盤的技術産業集積について、特定基盤的技術の高度化等による基盤的技術産業集積の活性化が図られるよう講ずるものとする。

2 この法律に基づく特定中小企業集積に係る措置は、第一号に掲げる特定中小企業集積について、第二号に掲げる事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化が図られるよう講ずるものとする。

□ 当該特定中小企業集積の活性化を図る」とが、その存在する地域の中小企業全体の発展にとって有効かつ適切であると認められる。

<p>イ 活性化指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>特定産業集積の機能に関する事項</p> <p>基盤的技術産業集積の活性化に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 基盤的技術産業集積の活性化を促進する措置を講すべき基盤的技術産業集積に関する事項</p> <p>ロ 基盤的技術産業のうち基盤的技術産業集積の活性化の上で中核となる業種(以下「中核的業種」という。)に関する事項</p> <p>ハ 特定基盤的技術の高度化等の目標の設定に関する事項</p> <p>一 特定基盤的技術の高度化等に資する施設の整備、特定基盤的技術の高度化等に関する調査研究及びその成果の普及、特定事業者の交流又は連携の推進、特許権その他の工業所有権に関する指導及び情報の提供その他の事業である他の事業であつて、特定中小企業集積の活性化を支援するためのもの(以下「特定中小企業集積活性化支援事業」という。)に関する事項</p> <p>二 特定分野に関する調査研究及びその成果の普及、中小企業者に有益な技術又は経営方法の奨励、特許権その他の工業所有権に関する指導及び情報の提供その他の事業であつて、特定中小企業集積活性化を支援するためのもの(以下「特定中小企業集積活性化支援事業」という。)に関する事項</p> <p>三 主務大臣は、中小企業者による特定分野への進出について指針となるべき事項</p> <p>ホ イから二までに掲げるものはか特定中小企業集積の活性化の促進に関する重要な事項</p> <p>ヘ 中小企業者による特定分野への進出について指針となるべき事項</p> <p>ホ イから二までに掲げるものはか特定中小企業集積の活性化を支援するためのもの(以下「基盤的技術産業集積活性化支援事業」という。)に関する事項</p> <p>イ から二までに掲げるもののほか基盤的技術産業集積の活性化の促進に関する重要な事項</p>	<p>イ 特定中小企業集積の活性化を促進する措置を講すべき特定中小企業集積に関する事項</p> <p>ロ 特定中小企業集積の活性化に寄与する事業の分野(以下「特定分野」という。)の設定に関する事項</p> <p>ハ 特定分野に係る事業に関する目標の設定に関する事項</p> <p>二 特定分野に関する調査研究及びその成果の普及、中小企業者に有益な技術又は経営方法の奨励、特許権その他の工業所有権に関する指導及び情報の提供その他の事業であつて、特定中小企業集積活性化を支援するためのもの(以下「特定中小企業集積活性化支援事業」という。)に関する事項</p> <p>三 主務大臣は、絏済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、活性化指針を変更するものとする。</p> <p>ホ イから二までに掲げるものはか特定中小企業集積の活性化に係る部分については中小企業近</p>
---	--

(基盤的技術産業集積活性化計画)

第二章 基盤的技術産業集積の活性化

第五条 都道府県は、活性化指針に基づき、当該都道府県内の基盤的技術産業集積であつて第三条第一項に規定するものに該当するものと認められるものごとに、基盤的技術産業集積の活性化に関する計画(以下「基盤的技術産業集積活性化計画」という。)を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

口 基盤的技術産業集積活性化計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

二 一 基盤的技術産業集積の活性化を促進する措置を講じようとする基盤的技術産業集積及びその存在する地域

二 二 当該基盤的技術産業集積に係る中核的業種

三 三 特定基盤的技術の高度化等の目標

四 四 次のいずれかに掲げる施設の整備(それぞれ既存の施設の活用を含む。)を実施する者及びその内容

イ ワーク場又は事業場(それぞれ基盤的技術産業に属する事業の用に供するものに限る。)

ハ ハー特定基盤的技術の高度化等に関する研究開発のための施設

二 二 特定基盤的技術の高度化等のための措置を行おうとする技術者の研修施設

官 報 (号 外)

- 六 道路の整備に関する事項

前二号に掲げるもののほか基盤的技術産業集積活性化計画を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

都道府県は、基盤的技術産業集積活性化計画を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

主務大臣は、基盤的技術産業集積活性化計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その基盤的技術産業集積活性化計画に係る基盤的技術産業集積が第三条第一項に規定するものに該当し、かつ、活性化指針(前条第二項第二号に規定する事項に限る。次号及び第三号において同じ。)に適合するものであること。

二 第二項第一号から第七号までに掲げる事項が活性化指針に適合するものであること。

三 その他活性化指針に照らして適切なものであること。

主務大臣は、基盤的技術産業集積活性化計画につき前項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

都道府県は、基盤的技術産業集積活性化計画が第四項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

都道府県は、前条第四項の規定による承認を受けた基盤的技術産業集積活性化計画を変更する場合は、前条第一項の規定による承認を受けた基盤的技術産業集積活性化計画の変更

- 2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

(高度化等計画の承認)

第七条 特定事業者は、第五条第四項の規定による承認を受けた基盤的技術産業集積活性化計画(前条の規定による変更の承認があったときは、その変後もの。以下「承認基盤的技術産業集積活性化計画」という。)に係る基盤的技術産業集積の存在する地域(以下「基盤的技術産業集積活性化促進地域」という。)において特定基盤的技術の高度化等のための措置を単独又は共同で行おうとするときは、その特定基盤的技術の高度化等に関する計画(以下「高度化等計画」という。)を作成し、当該基盤的技術産業集積活性化促進地域を管轄する都道府県知事の承認を申請することができる。

2 高度化等計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定基盤的技術の高度化等の目標

二 特定基盤的技術の高度化等の内容及び実施時期

三 特定基盤的技術の高度化等に関する研究開発、設備の設置その他の特定基盤的技術の高度化等のための措置に関する事項

四 特定基盤的技術の高度化等に必要な資金の額及びその調達方法

3 第一条第五項第六号に掲げる者が特定基盤的技術の高度化等に関する試験研究のための費用に充てるためその直接又は間接の構成員(以下この章において単に「構成員」という。)に対し負なればならない。

- 4 都道府県知事は、高度化等計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 活性化指針(第四条第一項第二号へに規定する事項に限る)及び承認基盤的技術産業集積活性化計画に適合するものであること。

二 前項に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

(高度化等計画の変更等)

第八条 前条第四項の承認を受けた特定事業者(以下「承認特定事業者」という。)は、当該承認に係る高度化等計画を変更しようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認特定事業者が前条第四項の承認に係る高度化等計画(前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認高度化等計画」という。)に従つて特定基盤的技術の高度化等のための措置を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(高度化等円滑化計画の承認)

第九条 商工組合、事業協同組合その他の政令で定める法人(以下この条及び次条において「商工組合等」という。)は、新商品、新役務又は新技術の研究開発、研修、情報の提供その他の事業

- であつてその構成員たる中小企業者による特定基盤的技術の高度化等の円滑化を図るためにある。(以下「高度化等円滑化事業」という。)を実施しようとするときは、その高度化等円滑化事業に関する計画(以下「高度化等円滑化計画」という。)を作成し、当該特定基盤的技術の高度化等に係る基盤的技術産業集積活性化促進地域を管轄する都道府県知事の承認を申請することができる。

2 高度化等円滑化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

 - 一 高度化等円滑化事業の目標
 - 二 高度化等円滑化事業の内容及び実施時期
 - 三 高度化等円滑化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
 - 3 商工組合等がその構成員たる中小企業者による特定基盤的技術の高度化等の円滑化を図るために行う試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合には、高度化等円滑化計画に当該負担金の賦課の基準を記載することができる。

4 都道府県知事は、高度化等円滑化計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

 - 一 活性化指針(第四条第二項第一号へに規定する事項に限る。)及び承認基盤的技術産業集積活性化計画に適合するものであること。
 - 二 当該商工組合等の構成員たる中小企業者が行う特定基盤的技術の高度化等の円滑化を図るために有効かつ適切なものであること。
 - 三 前項に規定する負担金の賦課をしようとする場合には、その賦課の基準が適切な

ものである」と。

(高度化等円滑化計画の変更等)

第十条 前条第四項の承認を受けた商工組合等(以下「承認高度化等円滑化商工組合等」といふ)は、当該承認に係る高度化等円滑化計画を変更しようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

第二条 都道府県知事は、承認高度化等円滑化商工組合等が前条第四項の承認に係る高度化等円滑化計画(前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認高度化等円滑化計画」という。)に従って高度化等円滑化事業を実施していないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3

前条第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(地域振興整備公団の行う特定基盤的技術高度化等促進業務)

第十二条 地域振興整備公団(以下「公団」といふ。)は、地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。)第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、基盤的技術産業集積活性化促進地域における特定基盤的技術の高度化等を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 基盤的技術産業集積活性化促進地域において、工場用地若しくは業務用地の造成又は工場用地若しくは事業場の整備並びに当該工場用地、貨物の他の管理及び譲渡

二 前項第一号の規定により公団が行う工場用地若しくは業務用地の造成又は工場用地若しくは事業場の整備並びに当該工場用地、貨物の他の管理及び譲渡

三 基盤的技術産業集積活性化のために必要な調査

四 第一号及び第二号の業務に関連する技術的援助並びに基盤的技術産業集積の活性化のための計画の策定に係る技術的援助

き住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。

以下この条において同じ。)の造成、工場(基盤的技術産業に属する事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。)、事業場(基盤的技術産業に属する事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。)又は

当該工場用地、当該業務用地、当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行つこと。

三 公団は、前項の業務のほか、同項の業務及び公団法第十九条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行つことができる。

一 基盤的技術産業集積活性化促進地域における工場用地若しくは業務用地の造成又は工場用地若しくは事業場の整備並びに当該工場用地、貨物の他の管理及び譲渡

二 前項第一号の規定により公団が行う工場用地若しくは業務用地の造成又は工場用地若しくは事業場の整備並びに当該工場用地、貨物の他の管理及び譲渡

三 基盤的技術産業集積活性化のための調査

四 第一号及び第二号の業務に附帯する業務を行つこと。

(公団法の特例)

第十三条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第一項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び特定産業集積活性化法」である。

同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項に規定する業務又は特定産業集積活性化法」という。第十一条第一項に規定する業務」と、同条第五項中「並びに同項第八号の業務」とあるのは「同項第八号の業務又びに特定産業集積活性化法第十一条第一項第一号の業務」と、同条第六項中「同項第三号又は第四号の業務で同項第一号の業務」とあるのは「同項第三号若しくは第四号の業務又は特定産業集積活性化法第十一条第一項第一号の業務で第一項第一号の業務」と、公団法第十九条の二第一項中「同項第三号又は第四号の業務で同項第一号の業務」とあるのは「同項第三号若しくは第四号の業務又は特定産業集積活性化法第十一条第一項第一号の業務で第一項第一号の業務」と、公団法第十九条の二第一項中「同項第三号又は第四号の業務又は特定産業集積活性化法第十一条第一項第一号の業務」とあるのは「同項第三号若しくは第四号の業務又は特定産業集積活性化法第十一条第一項第一号の業務」と、公団法第二十四条の二中「第一号及び第二号の業務」と、公団法第二十四条の二中「第一号及び第二号の業務(以下「工業再配管業務」という。)」とあるのは「第一号及び第二号の業務、特定産業集積活性化法第十三条に規定する業務並びに第十九条の三の規定による投資で特定産業集積活性化法第二条第三項に規定する特定基盤的技術の高度化等の促進に係るもの(以下「工業再配管等業務」という。)」と、公団法第十五条规定及び第三項並びに第三十三条の二第一項第三号中「工業再配管業務」とあるのは「工業再配管等業務」と、公団法第三十六条规定第二号中「第十九条第一項及び第二

項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに特定産業集積活性化法第十二条」とする。

第十二条 産業基盤整備基金の行う特定基盤的技術高度化等促進業務

(産業基盤整備基金(以下「基金」といふ。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)第四十条第一項に規定する業務のほか、

基盤的技術産業集積活性化促進地域における特定基盤的技術の高度化等を促進するため、次の業務を行う。

一 承認特定事業者が承認高度化等計画に従つて特定基盤的技術の高度化等のための措置を行つたために必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行つこと。

(特定施設整備法の特例)

第十四条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは前項第一号の業務及び特定産業集積活性化法に関する臨時措置法(以下「特定産業集積活性化法」という。)第十三条规定第一号の業務」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び特定産業集積活性化法第十三条」とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第十五条 中小企業投資育成株式会社は、中小企

業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下の条において同じ。)又は業務用地(基盤的技術産業に属する事業の用に供するべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下この条において同じ。)又は業務

高度化等計画の承認を受けた中小企業者(以下「承認高度化等中小企業者」という。)のうち資本の額が一億円を超える株式会社が承認高度化等計画に従って特定基盤的技術の高度化等のための措置を行うために必要な資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。)又は新株引受権付社債の保有を行うことができ

る。

2 前項の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。)又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第一号の事業とみなす。

第十六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法)

第三条第一項	保険価額の合計額が	第三条第一項	保険価額の合計額が	第三条第一項及び第二項	当該債務者
特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第十六条第一項に規定する基盤的技術産業集積関連保証(以下「基盤的技術産業集積関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	基盤的技術産業集積関連保証及びその他の保証	基盤的技術産業集積関連保証及びその他の保証	基盤的技術産業集積関連保証及びその他の保証	基盤的技術産業集積関連保証及びその他の保証	当該債務者
当該債務者	当該債務者	当該債務者	当該債務者	当該債務者	当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、基盤的技術産業集積関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第一項及び第五条の規定の適

律第一百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条

の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」とい

う。)の保険関係であつて、基盤的技術産業集積関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認高度化等中小企業者が承認高度

化等計画に従って特定基盤的技術の高度化等のための措置を行うために必要な資金に係るもの

又は承認高度化等円滑化商工組合等が承認高度

化等円滑化計画に従つて高度化等円滑化事業を

実施するため必要な資金に係るもの)をいう。

以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものにつ

いての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用

については、これらの規定中同表の中欄に掲げ

る字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

ルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十」とあるの

は、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保

険関係であつて、基盤的技術産業集積関連保証

に係るものについての保険料の額は、中小企業

信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金

額に年百分の二以内において政令で定める率を

乗じて得た額とする。

第十七条 承認基盤的技術産業集積活性化計画に

おいて基盤的技術産業集積活性化支援事業を実

施する者とされた民法(明治二十九年法律第八

十九号)第三十四条の規定により設立された法

人(その出資金額又は拠出された金額の二分の

一以上が中小企業者により出資又は拠出されて

いるものに限る。以下「公益法人」という。)で

あって、当該承認基盤的技術産業集積活性化計

画に従つて基盤的技術産業集積活性化支援事業

を実施するために必要な資金に係る中小企業信

用保険法第三条第一項又は第二条の二第一項に

規定する債務の保証を受けたものについては、

当該公益法人を同法第二条第一項の中小企業

者とみなして、同法第二条、第三条の二及び

第四条から第八条までの規定を適用する。この

場合において、同法第三条第一項及び第三条の

二第一項の規定の適用については、これらの規

定中「借り入れ」とあるのは、「特定産業集積の活

性化に関する臨時措置法第五条第四項の規定に

よる承認を受けた基盤的技術産業集積活性化計

画に従つて基盤的技術産業集積活性化支援事業

を実施するために必要な資金の「借り入れ」とす

る。

(中小企業団体の組織に関する法律の特例)

第十八条 承認高度化等円滑化商工組合等の構成員が承認高度化等円滑化商工組合等の構成員

の成果の利用に係る事業を協業組合の事業とし

て行う場合における中小企業団体の組織に関す

る法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第五条

の五及び第五条の七第一項第一号の規定の適用

については、当該構成員は、当該研究開発の成

果の利用に係る事業を営むものとみなす。

2 第九条第四項の承認を受けた事業協同組合が、承認高度化等円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業を行つたため、その組織

を変更して協業組合になる場合における中小企

業団体の組織に関する法律第九十五条第一項の

規定の適用については、同項中「協同組合法第

九条の二第一項第一号の事業を行つている事

業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組

合」とあるのは「特定産業集積の活性化に関する

臨時措置法第九条第四項の承認を受けた事業協

同組合」と、「当該事業協同組合若しくは事業協

同小組合又は企業組合が行なつてゐる事業(事

業協同組合及び事業協同小組合にあつては同号

の事業であつて主務大臣の定めるものに限

る。)」とあるのは、当該事業協同組合に係る同法

第十一条第二項に規定する承認高度化等円滑化計

画に定める研究開発の成果の利用に係る事業」とする。

(課税の特例)

第十九条 特定事業者であつて、承認基盤的技術産業集積活性化計画に定められた基盤的技術産業集積活性化促進地域において当該承認基盤的技術産業集積活性化計画に定められた中核的業

種に属する事業を行うもの(資本の額若しくは出資の総額が十億円以下の会社又は中小企業者(以下この項において「特別事業者」という))であつて、経済の多様かつ構造的な変化の影響を受けているものとして、主務大臣の認定を受けたものに限る。)のうち、基盤的技術産業集積活性化促進地域において事業を行う他の特別事業者と第一条第三項第一号から第三号までに掲げる特定基盤的技術の高度化等のための措置を行おうとして第七条第一項の規定により高度化等計画の承認を共同して申請し、同条第四項の承認を受けたものが、承認高度化等計画に従って新たに取得し、又は製作した機械及び装置について第七条第五項第六号に掲げる者であつて第七条第四項の承認を受けたもの又は承認高度化等田滑化商工組合等(以下「特定基盤的技術産業組合等」という。)が、承認高度化等計画又は承認高度化等円滑化計画で定める賦課の基準(次項及び第四項において單に「賦課の基準」という)に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、試験研究に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

3 特定基盤的技術産業組合等が賦課の基準に基づいてその構成員に対し試験研究のための費用

に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

4 特定基盤的技術産業組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

(地域的な雇用構造の改善のための措置との結合的な実施)

第二十条 国は、基盤的技術産業集積の活性化に係る措置と職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を活用した地域的な雇用構造の改善を図るために必要な措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

第三章 特定中小企業集積の活性化 (特定中小企業集積活性化計画)

第二十一条 都道府県は、活性化指針に基づき、当該都道府県内の特定中小企業集積であつて第三条第一項第一号に該当すると認められるものとに、特定中小企業集積の活性化に関する計画(以下「特定中小企業集積活性化計画」といいう。)を作成し、通商産業大臣の承認を申請することができる。

2 特定中小企業集積活性化計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定中小企業集積の活性化を促進する措置を講じようとする特定中小企業集積及びその存在する地域

二 当該特定中小企業集積に係る特定分野

三 特定分野に係る事業に関する目標

四 特定中小企業集積活性化支援事業を実施する者及び特定中小企業集積活性化支援事業の内容

五 その他特定中小企業集積の活性化の促進に関する必要な事項

六 都道府県は、特定中小企業集積活性化計画について定めたときには、通商産業大臣の承認を受けるべきとするときは、その変更後のもとの承認を受けなければならない。

(特定中小企業集積活性化計画の変更)

第二十二条 都道府県は、前条第四項の規定による承認を受けた特定中小企業集積活性化計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

(進出計画の承認)

第二十三条 中小企業者は、第二十一条第四項の規定による承認を受けた特定中小企業集積活性化計画(前条の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認特定中小企業集積活性化計画」という。)に係る特定分野に規定する事項に該当する場合は、その承認をするものとする。

一 その特定中小企業集積活性化計画に係る特定中小企業集積が第三条第二項第一号に該当しない、かつ、活性化指針(第四条第二項第三号に規定する事項に限る。次号から第四号までにおいて同じ。)に適合するものであること。

二 その特定中小企業集積活性化計画に係る特定分野が第三条第一項第一号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものであること。

三 第二項第三号から第五号までに掲げる事項が活性化指針に適合するものであること。

四 その他活性化指針に照らして適切なものであること。

5 通商産業大臣は、特定中小企業集積活性化計画につき前項の規定による承認をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

一 特定分野への進出の目録

二 特定分野への進出の内容及び時期

三 新商品又は新技術の研究開発、設備の設置その他の特定分野への進出に伴う事業に関する事項

四 特定分野への進出に必要な資金の額及びその調達方法

5 第二条第五項第六号に掲げる者が特定分野へ

官 報 (号 外)

の進出に伴う試験研究のための費用に充てるためその直接又は間接の構成員(以下この章において単に「構成員」という。)に対し負担金の賦課をしようとする場合には、進出計画に当該負担金の賦課の基準を記載することができること。

4 都道府県知事は、進出計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 活性化指針(第四条第一項第三号ヘに規定する事項に限る。)及び承認特定中小企業集積活性化計画に適合するものであること。

二 前項に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

(進出計画の変更等)

第二十四条 前条第四項の承認を受けた中小企業者(以下「承認進出中小企業者」という。)は、当該承認に係る進出計画を変更しようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認進出中小企業者が前条第四項の承認に係る進出計画(前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認進出円滑化計画」という。)に従って進出円滑化事業を実施していな

「商工組合等」という。)は、新商品又は新技術の

研究開発、需要の開拓、研修、情報の提供その他の事業であつてその構成員たる中小企業者による特定分野への進出の円滑化を図るためにも

し、当該特定分野への進出に係る特定中小企業集積活性化促進地域を管轄する都道府県事業に関するときは、その進出円滑化計画を作成

し、承認申請することができる。

2 進出円滑化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 進出円滑化事業の目標
二 進出円滑化事業の内容及び実施時期
三 進出円滑化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

1 進出円滑化事業を実施するための費用に充てる事項に限る。)及び承認特定中小企業集積活性化計画に該当するものであること。

2 前項に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切な

る場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

(進出円滑化計画の変更等)

第二十六条 前条第四項の承認を受けた商工組合等(以下「承認進出円滑化商工組合等」という。)は、当該承認に係る進出円滑化計画を変更しよ

うとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認進出円滑化商工組合等が前条第四項の承認に係る進出円滑化計画(前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認進出円滑化計画」という。)に従って進出円滑化事業を実施していな

いと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(中小企業投資育成株式会社法の特例等の規定の準用)

第二十七条 第十五条から第十八条までの規定は、承認進出円滑化商工組合等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

1 第十五条第一項
2 第十六条第一項
3 第十七条第一項
4 第十八条第一項

高度化等計画の承認を受けた中小企業者(以下「承認高度化等中小企業者」という。)
承認高度化等計画

特定基盤的技術の高度化等のための措置
基盤的技術産業集積関連保証

特定基盤的技術の高度化等のための措置
基盤的技術産業集積関連保証

特定分野への進出
中小企業集積関連保証

特定分野への進出
承認進出計画

特定基盤的技術の高度化等のための措置
高度化等円滑化計画

承認高度化等円滑化計画

特定基盤的技術の高度化等のための措置
基盤的技術産業集積関連保証

特定基盤的技術の高度化等のための措置
基盤的技術産業集積関連保証

特定基盤的技術の高度化等のための措置
基盤的技術産業集積関連保証

特定基盤的技術の高度化等のための措置
基盤的技術産業集積関連保証

特定基盤的技術の高度化等のための措置
基盤的技術産業集積関連保証

(進出円滑化計画の承認)

第二十五条 商工組合、事業協同組合その他の政令で定める法人(以下この条及び次条において「商工組合等」という。)は、新商品又は新技術の

研究開発、需要の開拓、研修、情報の提供その他の事業であつてその構成員たる中小企業者による特定分野への進出の円滑化を図るためにも

し、当該特定分野への進出に係る特定中小企業集積活性化促進地域を管轄する都道府県事業に関するときは、その進出円滑化計画を作成

し、承認申請することができる。

2 進出円滑化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 進出円滑化事業の目標
二 進出円滑化事業の内容及び実施時期
三 進出円滑化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

1 進出円滑化事業を実施するための費用に充てる事項に限る。)及び承認特定中小企業集積活性化計画に該当するものであること。

2 前項に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切な

いと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(中小企業投資育成株式会社法の特例等の規定の準用)

第二十七条 第十五条から第十八条までの規定は、承認進出円滑化商工組合等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

1 第十五条第一項
2 第十六条第一項
3 第十七条第一項
4 第十八条第一項

高度化等計画の承認を受けた中小企業者(以下「承認高度化等中小企業者」という。)
承認高度化等計画

特定基盤的技術の高度化等のための措置
基盤的技術産業集積関連保証

特定基盤的技術の高度化等のための措置
基盤的技術産業集積関連保証

特定分野への進出
中小企業集積関連保証

特定分野への進出
承認進出計画

特定基盤的技術の高度化等のための措置
高度化等円滑化計画

承認高度化等円滑化計画

特定基盤的技術の高度化等のための措置
基盤的技術産業集積関連保証

特定基盤的技術の高度化等のための措置
基盤的技術産業集積関連保証

特定基盤的技術の高度化等のための措置
基盤的技術産業集積関連保証

特定基盤的技術の高度化等のための措置
基盤的技術産業集積関連保証

(進出円滑化計画の承認)

第二十五条 商工組合、事業協同組合その他の政令で定める法人(以下この条及び次条において「商工組合等」という。)は、新商品又は新技術の

<p>第十七条</p> <table border="1"> <tr> <td>承認基盤的技術産業集積活性化計画</td> <td>承認特定中小企業集積活性化計画</td> </tr> <tr> <td>基盤的技術産業集積活性化支援事業</td> <td>特定中小企業集積活性化支援事業</td> </tr> <tr> <td>第五条第四項 基盤的技術産業集積活性化計画</td> <td>第二十一条第四項 特定中小企業集積活性化計画</td> </tr> <tr> <td>承認高度化等円滑化計画</td> <td>承認進出円滑化計画</td> </tr> <tr> <td>承認高度化等円滑化計画</td> <td>承認進出円滑化計画</td> </tr> </table> <p>第十八条第一項</p> <table border="1"> <tr> <td>第九条第四項 承認高度化等円滑化計画</td> <td>第二十五条第四項 承認進出円滑化計画</td> </tr> <tr> <td>承認高度化等円滑化計画</td> <td>承認進出円滑化計画</td> </tr> </table> <p>第十八条第二項</p> <table border="1"> <tr> <td>第十条第二項 承認高度化等円滑化計画</td> <td>第二十六条第二項 承認進出円滑化計画</td> </tr> <tr> <td>第七条第四項の承認を受けたもの又は承認高度化等円滑化商工組合等(以下「特定基盤的技術産業組合等」という)。</td> <td>第二十三条规定の承認を受けたもの又は承認進出円滑化商工組合等(以下「特定中小企業組合等」という)。</td> </tr> <tr> <td>承認高度化等円滑化計画</td> <td>承認進出円滑化計画</td> </tr> </table> <p>第十九条第一項</p> <table border="1"> <tr> <td>第十九条第三項 特定基盤的技術産業組合等</td> <td>第二十九条 (施設の整備)</td> </tr> <tr> <td>承認高度化等計画</td> <td>国及び地方公共団体は、承認基盤的技術産業集積活性化計画及び承認特定中小企業集積活性化計画の達成に資するために必要な施設の整備の促進に配慮するものとする。</td> </tr> <tr> <td>承認高度化等円滑化計画</td> <td>国及び地方公共団体は、承認特定中小企業組合等若しくは承認進出円滑化商工組合等(同条において「承認商工組合等」という。)又は承認高度化等円滑化計画に係る特定基盤的技術(指導及び助言)</td> </tr> </table> <p>第四章 雜則</p> <p>(資金の確保)</p> <p>第二十八条 国及び地方公共団体は、承認特定事業者が承認高度化等計画に従つて特定基盤的技術の高度化等のための措置を行うために必要な資金、承認高度化等円滑化商工組合等が承認高度化等円滑化計画に従つて高高度化等円滑化事業を実施するために必要な資金、承認進出中小企業企業者が承認進出計画に従つて特定分野への進出を行つたために必要な資金及び承認進出円滑化商工組合等が承認進出円滑化計画に従つて進出円滑化事業を実施するために必要な資金の確保に努めるものとする。</p>	承認基盤的技術産業集積活性化計画	承認特定中小企業集積活性化計画	基盤的技術産業集積活性化支援事業	特定中小企業集積活性化支援事業	第五条第四項 基盤的技術産業集積活性化計画	第二十一条第四項 特定中小企業集積活性化計画	承認高度化等円滑化計画	承認進出円滑化計画	承認高度化等円滑化計画	承認進出円滑化計画	第九条第四項 承認高度化等円滑化計画	第二十五条第四項 承認進出円滑化計画	承認高度化等円滑化計画	承認進出円滑化計画	第十条第二項 承認高度化等円滑化計画	第二十六条第二項 承認進出円滑化計画	第七条第四項の承認を受けたもの又は承認高度化等円滑化商工組合等(以下「特定基盤的技術産業組合等」という)。	第二十三条规定の承認を受けたもの又は承認進出円滑化商工組合等(以下「特定中小企業組合等」という)。	承認高度化等円滑化計画	承認進出円滑化計画	第十九条第三項 特定基盤的技術産業組合等	第二十九条 (施設の整備)	承認高度化等計画	国及び地方公共団体は、承認基盤的技術産業集積活性化計画及び承認特定中小企業集積活性化計画の達成に資するために必要な施設の整備の促進に配慮するものとする。	承認高度化等円滑化計画	国及び地方公共団体は、承認特定中小企業組合等若しくは承認進出円滑化商工組合等(同条において「承認商工組合等」という。)又は承認高度化等円滑化計画に係る特定基盤的技術(指導及び助言)	<p>に係る特定分野への進出(同条において「特定事業活動」という。)又は承認高度化等円滑化計画に係る高度化等円滑化事業若しくは承認進出円滑化計画に係る進出円滑化事業(同条において「特定円滑化事業」という。)を適確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行つものとする。</p> <p>(報告の徵収)</p> <p>第三十四条 文部大臣及び通商産業大臣は、第三十二条の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。</p> <p>(主務大臣)</p> <p>第三十五条 第四条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、活性化指針のうち、特定中小企業集積の活性化に係る部分については通商産業大臣、その他の部分については通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣とする。</p> <p>2 第五条第一項、第四項及び第五項における主務大臣は、基盤的技術産業集積活性化計画に係る基盤的技術産業集積に運輸大臣が所管する事業を行う者が含まれる場合には通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣とし、その他の場合においては通商産業大臣及び建設大臣とする。</p> <p>3 第六条第一項における主務大臣は、同項の承認を受けようとする基盤的技術産業集積活性化計画に係る基盤的技術産業集積に運輸大臣が所管する事業を行う者が含まれる場合には通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣とし、その他の場合においては通商産業大臣及び建設大臣とする。</p>
承認基盤的技術産業集積活性化計画	承認特定中小企業集積活性化計画																										
基盤的技術産業集積活性化支援事業	特定中小企業集積活性化支援事業																										
第五条第四項 基盤的技術産業集積活性化計画	第二十一条第四項 特定中小企業集積活性化計画																										
承認高度化等円滑化計画	承認進出円滑化計画																										
承認高度化等円滑化計画	承認進出円滑化計画																										
第九条第四項 承認高度化等円滑化計画	第二十五条第四項 承認進出円滑化計画																										
承認高度化等円滑化計画	承認進出円滑化計画																										
第十条第二項 承認高度化等円滑化計画	第二十六条第二項 承認進出円滑化計画																										
第七条第四項の承認を受けたもの又は承認高度化等円滑化商工組合等(以下「特定基盤的技術産業組合等」という)。	第二十三条规定の承認を受けたもの又は承認進出円滑化商工組合等(以下「特定中小企業組合等」という)。																										
承認高度化等円滑化計画	承認進出円滑化計画																										
第十九条第三項 特定基盤的技術産業組合等	第二十九条 (施設の整備)																										
承認高度化等計画	国及び地方公共団体は、承認基盤的技術産業集積活性化計画及び承認特定中小企業集積活性化計画の達成に資するために必要な施設の整備の促進に配慮するものとする。																										
承認高度化等円滑化計画	国及び地方公共団体は、承認特定中小企業組合等若しくは承認進出円滑化商工組合等(同条において「承認商工組合等」という。)又は承認高度化等円滑化計画に係る特定基盤的技術(指導及び助言)																										

定分野への進出(以下「本項において「特定分野」への進出」という。)後の事業及び承認進出計

画に基づく特定分野への進出のための事業で政令で定めるもの(これらの事業に係る承認進出計画に基づく特定分野への進出が平成十一年三月三十一日までに開始されたものに限り、)の用に供する施設で政令で定めるもの(以下本項において「進出施設」という。)に係るものとの新築又は増築で当該施設に係る事業を行なう者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しても、高度化等施設の新築又は増築があつては当該新築又は増築が当該承認高度化等計画に係る同法第七条第四項の規定による承認を受けた日から同日後五年を経過する日までの間に行われたときに限り、

進出施設の新築又は増築があつては当該新築又は増築が当該特定分野への進出が開始された日から同日後政令で定める期間を経過する

までの間に行なわれたとき、第七百一一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課することができない。

この場合においては、第七百一条の三十四第八項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第六項中「前条第七項七項」を「前条第十六項」に改め、同条第十六項中「第十六項若しくは第十九項」を

「第十五項若しくは第十八項」に改める。

「前条第二十一項」を「前条第二十項」に改め、同条第十六項中「第十六項若しくは第十九項」を

「第十五項若しくは第十八項」に改める。

第八条 前条の規定による改正後の地方税法(以下「新地方税法」という。)第五百八十六条第一項

第十三号の規定(土地に対する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日の属する

年(当該日が一月一日である場合における年)の翌年(当該日が一月一日である年の属する年度以後の年度分の土地に対する特別土地保有税について適用し、当該年度の前年度

分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

新地方税法第五百八十六条第二項第十三号の規定(土地の取得に対して課する特別土地保有

税に関する部分に限る。)は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例によること。

新地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に

行われる事業所用家屋の新築又は増築に対しても、施行日前に行なわれた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税に

対しては、なほ従前の例による。

第三条第一項第七号の六を次のように改正する。

第三条第一項第七号の六を次のように改め

八十三号の一部を次のように改正する。

(中小企業庁設置法の一部改正)

特定期業集積の活性化に関する臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

本案は、近年の経済の多様かつ構造的な変化の影響を受けている特定産業集積が地域産業の自律的発展の基盤として重要であることにかんがみ、特定事業者の特定基盤的技術の高度化等、中小企業者の特定分野への進出等について、特定産業集積の機能を活用しつつ、地域振興整備公团法の特例措置、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じ、特定産業集積の活性化を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新地方税法の規定中新增設に係る事業所税

(新地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に

行われる事業所用家屋の新築又は増築に対しても、施行日前に行なわれた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税について適用

する。

七の六 特定期業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第一号)の施行に

関すること。

(建設省設置法の一部改正)

第三条第三号の五の次に次の一号を加える。

三の六 特定期業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第一号)の施行に

関する事務を管理すること。

都道府県は、活性化指針に基づき「基盤的

事業者は「高度化等計画」を、商工組合等は「高度化等円滑化計画」を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

特定基盤的技術の高度化等を行おうとする

事業者は「進出計画」を、商工組合等は「進出計画」を作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。

主務大臣の承認を受けた活性化計画に従つて施設を行う都道府県に對して、貸工場等の整備、研究開発施設、人材育成施設整備への補助等が行われる。

都道府県知事の承認を受けた計画に従つて施設を行う基盤的技術産業集積内の事業者等に對して、研究開発に対する補助、試験研究

税制の特例、設備投資減税、特別土地保有税、事業所税等の特例、設備投資、研究開発等に対する低利融資、産業基盤整備基金の債務保証、中小企業信用保険法及び中小企業投

資育成会社法の特例等の措置が講じられる。

都道府県知事の承認を受けた計画に従つて事業を行う特定中小企業集積内の事業者等に對して、研究開発、人材育成、販路開拓等に

対する補助、試験研究税制の特例、設備投資減税、特別土地保有税、事業所税等の特例、

た都道府県及び事業者等の取組みに関する「活性化指針」を定め、公表しなければならない。い。

- 中小企業信用保険法及び中小企業投資育成会
社法の特例等の措置が講じられる。
- 8 資金の確保、指導及び助言、大学等との連携協力の円滑化、国際経済環境等の考慮等について必要な規定を設ける。
- 9 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、施行の日から十年以内に廃止するものとする。
- 10 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法は廃止し、所要の経過措置について定める。
- 11 地方税法、中小企業基盤整備基金の持分の払戻しの禁止の特例を定めるとともに、地方税法、中小企業厅設置法及び建設省設置法について所要の改正を行う。
- 二 議案の可決理由
- 本議案は、経済の多様かつ構造的な変化の影響を受けている特定産業集積の活性化を促進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
- なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
- 三 本案施行に要する経費
- 平成九年度一般会計予算中、地域産業集積活性化対策の地域産業集積活性化対策施設費補助金として三十一億五千万円、地域産業集積活性化対策事業費補助金として六億一千七百五十万円、合計三十七億六千七百五十万円が計上されている。
- 右報告する。

平成九年二月二十一日

商工委員長 武部 勤

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法

案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一本法に基づき、事業者等に対する支援施策を実施するに際しては、手続の簡素化等、中小企

業者の事務負担の軽減に配慮し、その円滑な実

施に努めるとともに、本制度の趣旨・内容等について周知徹底を図ること。

なお、関係行政機関は、施策相互間の連携を緊密化し、特定産業集積の活性化のための施策が相乗的に効果を発揮するよう努めること。

二 基盤的技術産業集積活性化計画及び特定中小企

業集積活性化計画を主務大臣が承認するに當たっては、地域の特殊性・獨自性を最大限尊重

するとともに、人材育成・確保の重要性に十分配慮すること。

また、当該計画の実施に当たっては、事業者間のネットワーク整備による集積地域内の有機的連携が適切に確保されるよう指導すること。

三 内外経済環境の変化等に対応した今後の立地政策のあり方について、従来の産業立地政策の果たしてきた役割、地域の状況等を十分踏まえつつ検討を行い、再構築を図るとともに、個別施策の実施主体のあり方についても、行政改革の進展を踏まえつつ検討すること。

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法

法案

内閣総理大臣 橋本龍太郎

〔別紙〕

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法

平成九年二月七日

右

内閣総理大臣 橋本龍太郎

〔別紙〕

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法

平成九年二月七日

し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用すること（石油に対する依存度の軽減に特に寄与するものに限る）のうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであつて、その促進を図ることが石油代替エネルギーの導入を図るために必要なものとして政令で定めるものをいふ。

第二章 基本方針等

第三条 通商産業大臣は、新エネルギー利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。

基本方針は、次に掲げる事項について、エネルギー需給の長期見通し、新エネルギー利用等の特性、新エネルギー利用等に関する技術水準その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつ定めるものとする。

第一新エネルギー利用等に関するエネルギーを使用する者（以下「エネルギー使用者」という。）が講すべき措置に関する基本的な事項

二 新エネルギー利用等の促進のために、エネルギーを供給する事業を行つ者（次条第二項において「エネルギー供給事業者」という。）及び新エネルギー利用等を行うための機械器具の製造又は輸入の事業を行つ者（同項において「製造事業者等」という。）が講すべき措置に関する基本的な事項

三 新エネルギー利用等の促進のための施策において「石油代替エネルギー法」という。）第二条に規定する石油代替エネルギー（以下この条において「石油代替エネルギー」という。）を製造

3 通商産業大臣が基本方針を定めるには、閣議

の決定を経なければならない。

4 通商産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 通商産業大臣は、第一項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。

(エネルギー使用者等の努力)

第四条 エネルギー使用者は、基本方針の定めるところに留意して、新エネルギー利用等に努めなければならぬ。

2 エネルギー供給事業者及び製造事業者等は、基本方針の定めるところに留意して、新エネル

(エネルギー使用者等の努力)

第五条 通商産業大臣は、新エネルギー利用等の特性、新エネルギー利用等に関する技術水準その他の事情からみて新エネルギー利用等を行うことが適切であると認められるエネルギー使用者における新エネルギー利用等を促進するた

め、これら的事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ、推進すべき新エネルギー利用等の種類及び方法に関し、エネルギー使用者に対する新エネルギー利用等に関する指針(以下「新エネル

ギー利用指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 通商産業大臣は、前項の事情の変動のため必要があるときは、新エネルギー利用指針を改定するものとする。

3 通商産業大臣は、新エネルギー利用指針を定

め、又はこれを改定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(指導及び助言)

第六条 主務大臣は、新エネルギー利用等を促進するため必要があると認めるときは、エネルギー使用者に対し、新エネルギー利用指針に定める事項について指導及び助言を行うものとする。

(地方公共団体における配属)

第七条 地方公共団体は、地域における新エネルギー利用等の促進に資する施策の策定及び実施に当たっては、できる限り、基本方針の定めるところに配慮するものとする。

第三章 事業者が行う新エネルギー利用等の促進

(利用計画の認定)

第八条 事業活動において新エネルギー利用等を行おうとする者(当該新エネルギー利用等を行う法人を設立しようとする者を含む。)は、当該認定に係る利用計画を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定を受けた利用計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定利用計画」という。)に係る新エネルギー利用等を行う者(以下「認定事業者」という。)が当該認定利用計画に従つて新エネルギー利用等を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第二項の規定は、第一項の認定について準用する。

(新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務)

第十一条 新エネルギー・産業技術総合開発機構(次条において「機構」という。)は、石油代替エネルギー法第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、新エネルギー利用等を促進するため、次の業務を行う。

一 認定事業者が認定利用計画に従つて行う新エネルギー利用等に必要な資金に係る債務の

るものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであり、かつ、我が国全体の新エネルギー利用等の普及にとって特に有効なものであること。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が新エネルギー利用等を確実に行つたために適切なものであること。

(石油代替エネルギー法の特例)

第十二条 前条の規定により機構の業務が行われる場合には、石油代替エネルギー法第四十条第五号並びに新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(以下「新エネルギー法」という。)第十条第一号と、石油代替エネルギー法第四十一条第一項中「第三十九条第一項」とあるのは「前条第一項第二号、第四号及び第五号」とあるのは「前条第一項第二号、第四号及び第五号並びに新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(以下「新エネルギー法」という。)第十二条第一号」と、石油代替エネルギー法第五十三条第二項及

び第五十四条第一項中「この法律」とあるのは「第三十九条第一項及び新エネルギー法第十一条」と、石油代替エネルギー法第五十九条第三号中「第三十九条第一項」であるのは「この法律又は新エネルギー法」と、石油代替工

業法第三十九条第一項及び新エネルギー法第十一条」とする。

(中小企業近代化資金等助成法の特例)

第十三条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第二百五十五号)第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金等助成法に係る貸付金であつて、認定利用計画に従つて設置する設備に係るものについては、同法第五条の規定にかかるらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第十四条 中小企業投資育成株式会社は、中小企

業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第二百五十五条第一項各号に掲げる事業のほか、

次に掲げる事業を行つことができる。

のとする。

3 基本方針

(一) 通商産業大臣は、新エネルギー利用等の促進に関する基本方針を定め、これを公表しなければならないものとし、この基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、

関係行政機関の長に協議し、閣議の決定を経なければならないものとする。

(二) 基本方針は、エネルギー使用者、エネルギー供給事業者及び製造事業者等が講すべき事項について、エネルギー需給の長期見通し等を勘査し、環境の保全に留意しつつ定めるものとする。

4 エネルギー使用者等の努力

エネルギー使用者は、基本方針の定めるところに留意して、新エネルギー利用等に努めなければならぬものとするとともに、エネルギー供給事業者及び製造事業者等は、その促進に努めなければならないものとする。

5 新エネルギー利用指針等

(一) 通商産業大臣は、エネルギー使用者における新エネルギー利用等を促進するため、環境の保全に留意しつつ、推進すべき新エネルギー利用等の種類及び方法に関する指針を定め、これを公表するものとする。

(二) 主務大臣は、新エネルギー利用等を促進するため必要があると認めるときは、エネルギー使用者に対し、新エネルギー利用指針に定める事項について指導及び助言を行うものとする。

6 地方公共団体の施策における配慮

地方公共団体は、地域における新エネルギー利用等の促進に資する施策の策定及び実施に当たっては、できる限り、基本方針の定めに配慮するものとする。

7 利用計画の認定

事業活動において新エネルギー利用等を行おうとする者は、当該新エネルギー利用等に関する計画を作成し、その利用計画が適正当である旨の主務大臣の認定を受けることができるものとする。

8 新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務

新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務に、認定事業者が認定利用計画に従って行う新エネルギー利用等に必要な資金に係る債務の保証等の業務を加えるものとする。

9 中小企業近代化資金等助成法の特例

認定利用計画に従って設置する設備に係る中小企業近代化資金等助成法に規定する中小企業設備近代化資金等助成法の適用範囲内で政令で定める期間とするものとする。

二 議案の可決理由

本案は、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、新エネルギー利用等を促進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成九年度石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化特別会計予算中、石油及びエネルギー・産業技術総合開発機構出資金として一億円、電源開発特別会計中、電源多様化勘定に新エネルギー・産業技術総合開発機構出資金として二億円、合計三億円が計上されている。

右報告する。

平成九年三月二十一日

商工委員長 武部 勤

[別紙]

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

（一）新エネルギー利用等に関する基本方針等の策定に当たっては、新エネルギー利用等の加速的推進を図るため、各省連携して積極的に取り組むこと。

また、普及を促進すべき新エネルギー利用等について政令で定める場合には、支援対象を重視する観点から、その技術的可能性や経済性等にも配意しつつ、国民の理解が得られる新エネルギー利用等の選択を行なうこと。

（二）エネルギー使用者の新エネルギー利用等の導入の拡大を促進するため、引き続き各般の助成策を講じること。特に、地方公共団体や認定事業者が行なう新エネルギー利用等については、

（三）新エネルギー利用等に係る導入コストの一層の低減に努めるとともに、余剰電力の引き取りのあり方にについても検討を進めること。

（四）新エネルギーの導入コストの一層の低減に努めるとともに、余剰電力の引き取りのあり方にについても検討を進めること。

（五）新エネルギー利用等に関する技術開発を充実・強化し、官民一体となって効率的に進めるとともに、研究対象についても適時適切な評価を行ない機動的に対応すること。

また、発展途上国における新エネルギー導入等の要請に応じ、国際的な研究開発・技術協力等に積極的に取り組むこと。

（六）中小企業者のうち資本の額が一億円を超えていたために資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

官 報 (号 外)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法

律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成九年三月二十五日

提出者

議院運営委員長 平沼 起夫

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する
法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

法律の一部を改正する法律

(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように
改正する。

第十条の二を次のように改める。

第十条の二 各議院の議長、副議長及び議員は、
その職務の遂行に資するため、旅客鉄道株式会

社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭
和六十一年法律第八十八号)第一条第一項に規
定する旅客会社の鉄道及び自動車に運賃及び料

金を支払うことなく乗ることができる特殊乗車
券の交付を受け、又はこれに代えて若しくはこ
れと併せて両議院の議長が協議して定める航空

法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二百一条
第一項に規定する定期航空運送事業者の航空券
の交付を受ける。

2 前項の規定による航空券の交付は、当該交付
を受けようとする議長、副議長及び議員の申出
により、予算の範囲内で、当該申出をした者に
係る選挙区等及び交通機関の状況を勘案し、各
議院が発行する航空券引換証の交付をもつて、
行うものとする。

第十一條中「前条第一項の特殊乗車券及び同
条第二項の航空券」を並びに前条第一項の特殊乗

車券及び航空券に改める。

附 則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

理 由

各議院の議長、副議長及び議員は、特殊乗車券
の交付を受け、又はこれに代えて若しくはこれと
併せて航空券の交付を受けることとする必要があ
る。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する
規程案

右の議案を提出する。
平成九年三月二十五日

提出者

議院運営委員長 平沼 起夫

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正す
る規程

衆議院事務局職員定員規程(昭和二十三年三月
二十八日議決)の一部を次のように改正する。
第一条中「千七百十七人」を「千七百十六人」に改
める。

附 則

この規程は、平成九年四月一日から施行する。

官 報 (号 外)

平成九年三月二十五日 衆議院会議録第十九号

明治三十五年三月三十日可

発行所	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目二番四号
電話	03(3587)4294
定備	(本体 本号一部 配送 一二〇〇別 内 料)